

# 令和3年第4回（6月）佐渡市議会定例会会議録（第6号）

令和3年6月30日（水曜日）

## 議事日程（第6号）

令和3年6月30日（水）午後1時30分開議

### 第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第55号、議案第56号、議案第60号、議案第64号、議案第65号、議案第67号、議案第70号、陳情第3号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第57号、議案第58号、議案第61号、議案第62号、議案第66号、議案第68号、議案第69号、議案第71号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第59号、議案第63号、陳情第2号

### 第2 航路問題特別委員会の中間報告

### 第3 発議案第6号

### 第4 発議案第7号

### 第5 議案第72号

### 第6 議案第73号

### 第7 議案第74号

### 第8 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（21名）

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
3番	林純一君	4番	佐藤定君
5番	中川健二君	6番	後藤勇典君
7番	北啓君	8番	室岡啓史君
9番	広瀬大海君	10番	上杉育子君
11番	稲辺茂樹君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	駒形信雄君
15番	山本卓君	16番	金田淳一君
17番	中村良夫君	18番	中川直美君
19番	近藤和義君	20番	坂下善英君
21番	佐藤孝君		

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡 辺 竜 五 君	副市長	伊 貝 秀 一 君
教育長	新 発 田 靖 君	総合政策監	日 坂 仁 君
総務課長 (兼選挙委員会 管理委員長)	中 川 宏 君	防災管財長	伊 藤 修 君
税務課長	甲 斐 由 紀 夫 君	企画課長	猪 股 雄 司 君
財政課長	平 山 栄 祐 君	市民生活長	磯 部 伸 浩 君
医療対策長	金 子 聡 君	社会福祉長	知 本 政 則 君
子ども若者長	市 橋 法 子 君	高齢福祉長	吉 川 明 君
環境対策課 施設管理幹事	粕 谷 直 毅 君	地域振興長	岩 崎 洋 昭 君
移住交流長	渡 邊 一 哉 君	農業政策長	中 川 克 典 君
観光振興長	中 川 裕 二 君	建設課長	清 水 正 人 君
教育総務長	坂 田 和 三 君	学校教育長	森 和 人 君
社会教育長	市 橋 秀 紀 君	消防長	羽 二 生 正 博 君

---

事務局職員出席者

事務局長	山 本 雅 明 君	事務局次長	梅 本 五 輪 生 君
議事調査係	数 馬 慎 司 君	議事調査係	余 湖 巳 和 寿 君

午後 1時30分 開議

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

午後 1時30分 休憩

---

午後 1時44分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

---

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第55号、議案第56号、議案第60号、議案第64号、議案第65号、議案第67号、議案第70号、陳情第3号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第57号、議案第58号、議案第61号、議案第62号、議案第66号、議案第68号、議案第69号、議案第71号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第59号、議案第63号、陳情第2号

○議長（佐藤 孝君） 日程第1、各常任委員会に付託した案件についてを議題とします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、金田淳一君。

〔総務文教常任委員長 金田淳一君登壇〕

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第55号 佐渡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国が推進している行政手続のデジタル化や簡略化の取組の趣旨を踏まえ、様式に規定されている押印欄を廃止するため、佐渡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第56号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和3年度税制改正のうち令和3年3月31日付で専決処分した事項以外のものについて、佐渡市税条例の一部を改正するものであります。主な内容は、市民税に係る医療費控除の特例措置の延長など国税の改正等に伴う所要の改正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第60号 佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、修学支援と定住促進の目的を併せ持つ現行の市奨学金について、修学支援と定住促進を切り分けた制度とし、より一層の教育の機会均等を図り、有能な人材を育成することを目指したものとするため、佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。平成29年度に改正された現在の奨学金制度は、貸与基準の緩和と貸与金の無利息化及び一定期間の佐渡市在住者への返還免除など、奨学生にとって有利な制度となっている。しかし、その財源は佐渡市の基金及び一般財源等であることから、財源不足により持続可能性が危ぶまれている状況にある。今回提案されている制度の特徴は、国からの財源により実施されている日本学生支援機構の奨学金や新潟県の奨学金を活用・推奨することであり、佐渡市の奨学金についてはそれらの制度を活用できない生徒に限定したことである。日本学生支援機構には3種類の奨学金制度があるが、給付型は返済不要、第1種は無利息、第2種は貸与基準が最も緩やかであり、貸与額も現佐渡市奨学金より大きいことなどそれぞれに特色がある。特に第2種奨学金は、希望するほぼ全員が貸与を受けているとの説明を執行部から受けている。今回の制度改正に当たっては、現制度の有利性を損なうことがないように、日本学生支援機構等への返済の無利息化、そして定住支援については新たな奨学金返還支援事業補助金により、Uターン者や佐渡市に定住しようとするIターン者に自らが支払ったその年の返済金額に利息を合わせて支給することを定めるものである。なお、UIターン者奨学金返還支援に係る部分については、所管である産業建設常任委員会との連合審査会を行ったものである。これらの制度改正により財源不足の解消と市内の生徒の就学支援及び定住促進の効果が併せて図られるものと評価する。しかし、制度が複雑となり、分かりにくいと思われることから、生徒や保護者、進路指導の担当教員に向けた丁寧な説明を尽くすことを強く求める。また、返済支援のための財源確保と中長期的な試算を怠らないように努め、制度の持続可能性を確かなものとされたい。

議案第64号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について。議案第65号 小型動力ポンプ付軽積載車購入契約の締結について。以上2議案は、両津消防署に配備する災害対応特殊化学消防ポンプ自動車並びに佐渡市消防団両津方面隊に配備する消防ポンプ自動車及び佐渡市消防団中央方面隊並びに南佐渡方面隊に配備する小型動力ポンプ付軽積載車について、令和3年5月25日に執行した指名競争入札における落札者と購入契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。消防自動車などの特殊車両については、入札の予定価格を事前に交渉する手法が入札金額の固定化につながっていないか検討が必要である。他市の事例を研究し、今後はより一層の公平性と透明性の確保に努められたい。

議案第67号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本案は、令和3年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3億6,079万5,000円を追加するものであります。主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、医療・福祉提供体制の確保や感染拡大防止、産業振興、雇用促進及び地域産業の活性化に要する経費を計上するとともに、温泉利用促進事業や多子世帯出産成長祝金事業、スポーツ、文化活動への支援に要する経費等を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、各委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。1、総務文教常任委員会。(1)、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、人件費・

保健衛生総務費について。本年10月から入浴施設のさわたコミュニティーセンタービューさわたは、佐渡市の直営を改め、民間事業者に無償貸与することとなっている。それに伴い、当該施設に従事する会計年度任用職員は9月末で任期満了となる。雇用者側の都合によって雇用の継続が不安定になることは避けるべきであり、事業者側との協議により雇用の継続と処遇の維持・改善に努めることを強く求める。また、令和2年度から導入された会計年度任用職員制度の趣旨を理解し、職員の処遇改善に努めること。

(2)、10款教育費、5項社会教育費、5目博物館費、博物館・資料館運営費について。相川郷土博物館（御料局佐渡支局跡）は文化財指定となっており、その修繕については風情や趣を損なうような施工は許されず、佐渡金銀山の世界文化遺産登録を意識した確実な実施を求める。また、それらの技術を保有した島内業者の育成に努めるとともに、世界遺産推進課との連携を深め、史跡修繕の担当部署の明確化を図られたい。

(3)、10款教育費、5項社会教育費、5目博物館費、佐渡学推進事業及び6項保健体育費、1目保健体育総務費、スポーツ推進事業について。本事業は、スポーツ・文化活動において、選手、監督、スタッフが全国・国際大会に出場する際の激励金を支給するものである。しかし、支給額が低額となっており、大会の開催地や日程、団体の人数などに応じた支援とはなっていない。特例条項である市長特認による支援は限定的範囲にとどめるべきであり、支給額の明確化に向けた要綱の再検討を求める。また、要綱の告示に当たって地方自治法第222条に規定する予算を伴う条例、規則等についての制限の手續に過失があったことは遺憾である。今後は、再発防止のため、チェック体制を構築されたい。なお、大会の規模に応じて必要となる応援団などの遠征費用の支援についても対策を講じられたい。

2、市民厚生常任委員会。4款衛生費、3項医療推進費、1目医療推進総務費、看護師緊急確保事業（新型コロナウイルス対策）について。市には、移住定住・人材確保において、様々な施策がある。本事業の実施に当たっては、それらと一体的に機能させ、各課と連携しながら、積極的に看護師確保に努められたい。

3、産業建設常任委員会。(1)、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、快適な生活応援事業（新型コロナウイルス対策）について。コロナ禍による市内の経済状況をよく検証した上で、今後は停滞している業種、業界に対する支援拡大を求める。

(2)、7款商工費、1項商工費、4目観光費、佐渡観光DX推進事業（新型コロナウイルス対策）について。カード、ポイント決済手数料等の経費をかけて、このシステムを導入することで、誘客、経済効果が期待できるか検討すること。また、ポイント還元原資に頼らない会員拡大を検討されたい。

(3)、7款商工費、1項商工費、4目観光費、自転車（Eバイク）利用環境整備モデル事業（新型コロナウイルス対策）について。財源の目的に合った事業内容の精査が行われたとは考えにくく、事業の実施方法について改善すべき点もあり、より事業の目的を明確にすることを求める。

議案第70号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について。本案は、令和3年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ181万2,000円を追加するものであります。主な内容は、国の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業の経費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第3号 東京電力の適格性について厳しい審査を求める意見書の提出についての陳情。本陳情は、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に向けて東京電力による安全対策工事が進んでいる中、社員が他人のID

カードを使用して中央制御室に入室するという問題が発生したほか、7号機の安全対策工事が終了したとの発表後に次々と工事の未完了が発覚した。また、佐渡市は柏崎刈羽原子力発電所から近いところで50キロメートルに位置しているが、福島第一原子力発電所の事故では50キロメートル圏を越えて放射線物質が拡散されたこともあり、離島である佐渡市では避難が非常に困難であることから、市民の不安に真摯に向き合い、原子炉等規制法に基づき、原子炉設置者に求められる東京電力の技術的能力を厳しく審査することを求める意見書を政府に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第60号 佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてに関する委員長質疑に入ります。

後藤勇典君の質疑を許します。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 私のほうから3点質問があります。

まず、1点目なのですが、報告書にも詳しく書いているのですが、さらに確認の意味で質問したいと思います。今回新たな奨学金制度に切り替わることで不利益を被る人が出てくる可能性はないか、これは1点目です。

2点目、UIターン奨学金を含み、新たな奨学金制度に切り替わることで市の負担はどの程度抑えられるのか。具体的な数字的エビデンスも示されているようであればご説明お願いします。

3点目、何らかの理由で返済を滞納している人は、UIターン者奨学金返還支援事業の補助金を受けることができるのか、できないのか。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

金田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（金田淳一君） それでは、後藤議員の質問にお答えいたします。

今ほど質問のあった不利益を被るという表現はどういうふうなのかちょっと私的にはよく理解できませんが、少し現制度の方より違いが出るという部分はあるかと思いますが、制度の設計の仕方として、極力同じように制度を構築しているというふうに委員会としては理解をしております。

2番で、市の負担はどの程度抑えられているかという点ですが、資料で議員の皆さんにもお配りされたと思いますが、具体的な数値を述べさせていただきます。高校、専門学校、短大、大学の貸与者全体の人数と貸与額について説明をさせていただきます。令和3年度については、現在の制度の場合ですが、貸与者の総数が294人で貸与額が2億8,000万円、令和4年度についても、これは想定になりますが、304人、これも現在の制度になります、約2億8,600万円、令和5年度から新制度になりますが、204人で約1億8,100万円、令和6年度が120人、約9,500万円、令和7年度が61人、約4,300万円、令和8年度、28人、約1,400万円。令和9年度、28人、約1,400万円と、この後はずっと1,400万円というふうなシミュレーションになっています。現在の制度で学んでいる学生たちが卒業されますと、後から続いてくる新制度の学生

への貸与金については日本学生支援機構のほうからの拠出になりますので、佐渡市の奨学金の貸与者は減少し、貸与額も大幅に減少するという見込みです。現在の制度が継続された場合は、毎年2億7,000万円から2億8,000万円が貸与に使われることになります。それで、現制度継続の場合は令和元年から令和10年までの貸与額から卒業された方が返還する返還額を差し引いた金額については、21億5,000万円というふうに試算をされています。新しい制度の場合は、同じく令和元年度から令和10年度までの場合は9億3,000万円というふうな形で大きく佐渡市の負担は減少することになります。しかしながら、これらの試算については大まかな試算でありますので、私たちの委員会審査報告の中で中長期的な試算をしっかりとくださいという意見をつけさせていただいたわけであります。

3番目のUIターンの奨学金返還事業の補助金について、返済を滞納している方ということですが、UIターン者奨学金支援事業補助金交付要綱というのが示されています。第4条の申請者の条件のところの(5)で奨学金の返還及び市税を滞納していないことと規定されておりますので、この方は不可能というふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） では、2回目の質問ということで、2点追加で質問したいと思います。

まず、1点目が先ほどのUIターンの奨学金の要綱によりますと、何らかの理由で滞納されている方は対象外だということなのですが、では仮に他の金融機関等から借りてきて、返済を再開した形でこの補助金を受けることは可能なのか。それが1点です。

2つ目、市外に今住んでいる人が佐渡市にある専門学校に入学してきて、そこで新たな佐渡市の奨学金を受けるようなことは可能なのか。また、卒業した後にこっちに残ればいいのですけれども、何らかの理由でまた市外のほうに戻る、就職してしまった際は奨学金の元金のみを返済していけばいいという理解でよろしいのでしょうか。この2点お願いします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

金田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 委員会の中では、そこまで細かい審査はしておりません。具体的な事例については審査しておりませんが、先ほど議員の質問のあった……最初何でしたっけ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○総務文教常任委員長（金田淳一君） お金を借りた場合、そういう細かい規定はありませんので、要綱の中には前年の要するに支払いする証明書等があれば支給できるというふうなことがありますので、ここではっきりは説明できませんが、貸与になるのではないかなというふうに気がいたします。

それから、あとの質疑ですが、条件の中で奨学金の貸与を受けるものができるものということで学校教育法に規定する学校に在学であることということと、本市に住所を有する者というふうに規定されておりますので、その2つをクリアしていれば佐渡市の奨学金を受けられるのではないかと思います。その後島外に出られた場合ということは、この制度は利息がつかない制度になっておりますので、その優遇は受けられるのではないかなというふうに思われます。

○議長（佐藤 孝君） 次に、荒井真理さんの質疑を許します。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 引き続き同じく佐渡市奨学金貸与制度についてご質問いたします。

今回見直したことはよかったというふうには評価しております。ただ、今回改正する条例、中身どんどん変えているわけですが、国の奨学金制度の改変により、今回の奨学金貸与の対象区分というのを見ますと、その中には通信制の教育が明記されていません。これは果たして通信制の教育を受けている学生が含まれているのかということ、そして実態として島内で通信教育を受けている生徒は何名いると、あるいは教育費についても支援すべきだとの審査が欠かせないのではないかと思います。それはどのようなものだったのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

金田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 通信制の学校についての審査も、これもそこまで踏み込んで審査しておりません。今回の審査は、現在施行されている制度と新しい制度との違いについて審査したので、そのところはしておりませんが、通信教育についても日本学生支援機構ですとか県の制度で対応となりますので、そこを申し込まれて、残念ながら採択されなかった方については佐渡市の奨学金というのは受けられるという制度づくりになっていますので、恐らく貸与が受けられるのではないかなという気がいたしますが、ここから明確な答弁等はできません。すみません。

それから、島内で通信教育、何名がいてということは実態を把握できておりません。そこまで踏み込んだ審査はしておりません。

以上で1回目のお答えとさせていただきます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 通信教育を受けている生徒の人数が佐渡島内では1つの高校に相当するほどいらっしゃるということは昨年議会で話題になりましたので、そのことはみんな分かっていることだと思います。佐渡市は、人口減少とかあるいは人材不足という社会問題が様々ありますので、佐渡島内にいて教育を継続しているという人たちの存在というのは非常に有望だと、そういう生徒がここで育っているということは佐渡市にとって大事なことだというふうを考えております。それで、佐渡市の財源での奨学金制度の見直しなので、佐渡島内で誰がどこで学んでいるのか全体を把握するということはとても大事です。その点で執行部の説明として、一体対象となり得る教育制度は全て確認しているという説明があったのか、佐渡島内に対象になり得る人は誰も取りこぼしていないという説明が仮にあったのか、つまり通信教育ということは明記されていなくても、取りこぼすことはないという説明があったかどうかについてお尋ねいたします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

金田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 取りこぼすことはないという明確な答弁はいただいておりませんし、こちらからも質疑をしておりますが、まさしく佐渡市の奨学金については先ほど申し上げたとおり日本学生支援機構あるいは県の奨学金に採択されなかった方に対するセーフティーネットだという考え方だという説明は受けておりますので、今ほどの通信制の学校の生徒についても貸与はできるのではないかなと

いうふうに思われます。それ以上の答弁はできません。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 先ほどから2回答弁いただく中で、恐らくと、と思われましていうところでは、対象区分に通信制の教育が明記されていないということで、対象から漏れていないよと確信していいかどうか、そこを私は不安を覚えております。ほかにも通信制以外にもきつと、仮に誰かこの制度から取りこぼされているよということがあった場合、果たして執行部はそのときは状況に応じて改善すると、そういったような趣旨の説明があったのでしょうか。万が一のときは、これで確定ではなくて、それはもう状況に応じてすぐに改善すると、そういう希望を見ることができるかどうかについてお尋ねいたします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

金田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 先ほどの答弁以上のお答えをすることはできませんが、日本学生支援機構の奨学金にも通信制の大学、短期大学、専修学校、放送大学の全科履修生を対象とするふうな要綱になっていますし、新潟県の奨学金についても通信制の学校で対応できるというふうになっていますので、佐渡市の奨学金についてもほかの奨学金と同様な対応をされるのだろうかということしかお答えできません。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で議案第60号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第60号 佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）についてに関する委員長質疑に入ります。

市民厚生常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 通告をしてあるとおりでありますし、議案上程時も指摘をしたつもりですが、当初予算の目玉事業であった事業が全部ざっくり削減されて、この事業は400万円だった。ところが、4,000万円の中身は似ているのだと思いますが、4,000万円の事業として新規事業で上がってきたというのは当初予算の審査の角度からすると極めて問題だと思うのですが、なぜこのような形になったのか。しかも、全く意見も何もついていないものですから、市民厚生常任委員会、大分議論もされていたようにも思うので、その辺がどうなのかお尋ねをしたいということでもあります。

2点目は、先ほどもありましたが、誰一人取り残さないように第3子は全て対象になるのかということで、所得要件とか何か滞納要件とかあるのかということですが、

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、山田伸之君。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、中川直美議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目につきましては、先ほどお話があったとおり3月定例会当初予算で出されました第3子以降子育て応援事業、これにつきまして当委員会で審査をいたしました。そこでは本当に様々な意見、指摘をさせていただいたところでもあります。それについて、それらを一旦執行部で持ち帰って、再検討した結果、今回新たな事業として多子世帯出産成長祝金事業として提案をしてきたという説明でございます。

2番目の全ての第3子が対象になるかどうかという点につきましては、この第3子の定義につきましては児童が第3子ということでありまして、児童の定義としましては満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものにあり、多子世帯というものは児童を現に3人以上養育している本市に住所を有する世帯という定義になっております。簡単に言いますと、例えば長男が20歳、次男が15歳、仮に第3子が出生したとしても、長男が20歳ということ、これは児童には含まれませんので、結果として児童は2人ということ、多子世帯にはなりません。ですので、全ての第3子ということにはなりません。あくまでも18歳以下の方が3人いらっしゃれば多子世帯になるという定義でございます。先ほど所得制限等、滞納要件等お話がありました。所得制限につきましては、年収1,200万円以下の世帯が対象になります。市税の滞納要件につきましても、3月定例会で出された段階では要件がありましたが、当委員会で滞納要件は撤廃すべきだという意見を出し、今回執行部としては市税の滞納要件は撤廃をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 今の委員長のいろいろやっていたら、執行部、新たな事業として提案してきたと説明されたところですよという話なのだけれども、そこに議会は予算議決をする大原則ありますから、その角度でやっぱりしっかり指摘するべきはするべきだったのではないかと、私は個人的に市民厚生常任委員会が引っ張り過ぎたのではないかとはいっているのですが、その辺はないのかと。

もう一点、18歳以下の第3子ということ、何人ぐらいになるのですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） お答えをいたします。

市民厚生常任委員会としましては、3月定例会の当初予算で出てきたときに様々な意見を出させていただきました。それに対して、執行部で検討した結果、100%とはいませんが、もろもろ出した意見に対しては改善をして、出されてきたという点では、私どもとしては引っ張ったというのではなく、きちんとした形として制度設計されたというふうに認識をしております。

18歳以下が何人になるのかということですが、要するにこれから第3子以降の生まれた方に対して支援をしていくということでございまして、一応執行部が示した見込みとしまして、今まで過去3年の平均出生数が64人になることから、第3子を60人見込んでこれから支援をしていきたいという説明がありました。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 次に、産業建設常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） コロナ対策としてさきの4月の臨時会でコロナ対策として新規でつくられた快適な生活応援事業の件についてお尋ねをしたいというふうに思います。

4月は1,000万円だったものが今回4月の倍の2,000万円やるということで、これだけ需要があったのだろうかというふうにも思うのですが、これは需要があったのか、それとも見込み違いが多かったのか、その辺はどうなのかということです。中身については、水道水をよくする軟水器などもやっておりますので、私は大いに評価をしたいところなのですが、全体としてどのような状況になっているのか。

それと、もう一つは、よく検証した上で今後は停滞している業種、業界に対する支援拡大というふうに言っているわけですが、住宅リフォームみたいなので建築はやっている、今回は小売業みたいなものを行っているというのだけれども、どのような業種を指しているのかということもお尋ねをしたい。それで、何を検証しろということのかもお尋ねをしたい。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、駒形信雄君。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） それでは、中川直美議員の質問にお答えさせていただきます。

もともとこの事業の目的というのは、外出自粛等の影響を踏まえ、長時間化する在宅生活を快適に過ごすことができるような新たな暮らしの生活スタイルに対応するための備品購入等の支援を行うものであるということですが、結果として一定の業界への経済支援になるということになっていることや今実際に新潟県内でもコロナの減少状況があります。そういった面で他の業種、業界の支援を拡充していくべきではないかと、そういうことで意見をつけたものではございます。

それと、実際にこういう意見のことですが、内容とすると空気清浄機、加湿器、浄水器、軟水器、換気扇、エアコン等、そういったものの申込件数がございます。その中でも特にエアコンについて702件という申込みがあり、1,000万円から2,000万円の追加予算をいたしましたけれども、それでもなおかつ抽せんをしなければならない状況であるというのが現状です。ちなみに、申込件数ですが、6月23日現在ですが、826件、そのうちの内訳として空気清浄機が93件、加湿器2件、浄水器5件、軟水器8件、換気扇16件、エアコン702件、そういった状況でございますので、コロナで苦しんでいるほかの業種に対してもしっかりと支援が必要ではないかという意見でございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 私が質疑をしたのは、ですからどのような業種、業者を対象としているのかということをお聞かせください。

加えて聞きますが、エアコンが85%ということで今言ったような圧倒的な数字なのですが、もうエアコンはこの夏には間に合わない、エアコンあってもつけられないというような話もあるぐらいで、この予算はその点は大丈夫なのかということが1つです。

2つ目は、先ほど言った何の検証かといったところ、まちの中小電気店も結構このおかげで潤っている

みたいな話も聞くのですが、実際として本当に地元業者にどのように行っているのかどうかというあたりはしっかり検証する必要があると思う。とりわけコロナの影響による事業ですから、コロナ禍によって小規模事業者が本当に苦しんでいるというところでどういうふうに手を差し伸べていくかというところが私重要だと思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

駒形産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） それでは、再度お答えいたします。

具体的な業種とすると、観光業あるいは飲食業、そういったものがしっかりと支援しなければならない状況だというふうに当委員会では判断しております。中川直美議員の言われたようなことも当然でございますけれども、エアコン等についてはどっちかというと家電量販店に偏るのではないかという危惧が私どももしております。本来でいえば、もともとの商店街の地元のところに回していただければ一番ありがたいわけですが、その辺も今後しっかりと執行部との情報を共有しながら検証してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 今委員長が言ったように観光業や飲食業、この間大変ですから、この間いっぱいいろいろなことも一応やってきましたよね。ただ、まだ何かもっともっとやれという意味だというふうに理解はしたのですが、そういうことでいいのかということです。

具体的に聞きたいのは、先ほど委員長の報告にありましたが、全体で826件の中で地元、俗に言う地域の小規模事業者や、今委員長が言った量販店との関係ではどのぐらいの比率になっているのでしょうか。よく検証するよという話ですから、その辺はしっかりくぎを刺して、予算を認めていかなければと思うのですが、どのぐらいの割合だったのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

駒形産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） まず、いろいろな業種にということは当然そういうことはしっかり検証していかなければならないと思います。それと、量販店の、これはちょっと実際には検証は当委員会ではしていません。ただ、今までのそういった支援策等を見ると、どうしてもそういった島外業者、大型の量販店に偏るのではないかという傾向がございますので、これからは執行部とその辺を共有しながら、しっかりと検証してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 次に、上杉育子さんの質疑を許します。

上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） それでは、産業建設常任委員会の委員長にお伺いします。2つの事業について、幾つかお聞かせください。

まず、1つ目は佐渡観光DX推進事業についてでございます。この事業は、どのような理由でつくられた事業なのか。予算書には業務委託料として955万円と計上されております。意見のほうでは、カード、ポイント決済手数料等の経費をかけてこのシステムを導入することで誘客経済効果が期待できるのか検討

することという意見がついております。どのようなことでこの意見がつけられたのかという点についてお聞かせください。

2つ目の事業として、自転車（Eバイク）利用環境整備モデル事業について、まず財源の変更の理由についての説明はどのようなものであったのか。意見のほうでも財源の目的に合った事業、内容の精査が行われたとは考えにくいという意見もついておりますので、その点についてお聞かせください。それと、事業の実施方法について改善すべき点もありという意見もついております。事業の実施方法について、執行部のほうではどのような説明があったのかという点つきまして、まずはお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

駒形産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） それでは、上杉議員の質問にお答えいたします。

まず、佐渡観光DX推進事業についてですが、この事業はどのような理由でつくられたかということですが、これデジタル化を促進して鮮度の高い情報配信を行い、誘客を図る。佐渡でしか消費できない電子通貨の利用で消費拡大を図り、イベント等での利用を促進させ、利用価値の拡大を図ること、各種事業者の事務の効率及び経費削減を図ることを目的としておるということでございます。

それから、2番目のカード、ポイント決済手数料の経費をかけてと意見をつけておること、業務委託料としての950万円の計上は、この意見はどのようなことでつけられたかということでございます。DX推進業務委託料の中にJREポイントを変換するためのカード決済手数料、それからJREポイント決済手数料等が計上されております。この手数料を支払うことでどれくらいの効果が見込まれるのかということ意見を指摘したものでございます。

次に、自転車（Eバイク）利用環境整備モデル事業の財源の変更について、どのような説明があったのかということでございます。これは、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を財源とした滞在型観光促進事業として当初予算を編成したわけですが、4月に内閣府から滞在型観光促進事業に当てはまらないという回答があり、今回新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を財源とした事業に変更するという説明がございました。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） 佐渡観光DX推進事業のほうです。手数料は、委託費の中でカード、ポイント決済手数料に係る経費というのは、955万円のうちのどのくらいの金額がそこにかけているのかということと、今ちょっと説明を聞いたときに誘客等の効果どのくらい上がるのか、見込みのほうはされていないような感じに受け止めたのですけれども、その辺のところはどのような説明があったのか聞かせていただきたいです。

それと、Eバイクのほうです。この事業が、個人的に言いますと新型コロナ対策という言葉のところから考えると、環境整備モデル事業がこれに当てはまるのかどうか、コロナ対策だからもう少し何か具体的に経済回らなくなっている中小企業、飲食店等々のほうにもっともっと使う必要があるのではないのかなと個人的に感じているものですから、環境整備モデル事業というのが本当にこの財源に見合うのかということに私はちょっと疑問を持っておりますので、このことに対しての執行部の説明というのはどのよう

なものであったのかという問いについてお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

駒形産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） 環境整備モデル事業がこのようなものになったかと、最後のほうからいきますが、別に執行部のほうからはそういった角度の説明、事業内容のものというのはございませんでした。しかし、これはもともと特定有人国境の関係の中で予算を編成し、しかもEバイクを使って要は観光客が利用促進を図るということを目的としておりますので、上杉議員のお考えも分かりますが、それはそれとして、また違う事業内容で検討すべきと考えております。

それと、ポイント関係ですが、J R Eポイント変換、これは宿泊費相当が1万5,000円掛ける変換者3,000人を想定して、掛けるカード決済手数料、これが5.6%、252万円ということです。それから、次のJ R Eのポイント変換、宿泊費等と1万5,000円掛ける変換者3,000人想定して、J R Eポイント決済手数料が3.1%で139万5,000円と、こういう内訳の想定をされておるところです。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） 私この意見は、実際にこの目的に合うような誘客や経済効果が期待できるかしっかりと検討するよというよな考えでつくられたのかなと思っておるのですが、具体的な執行部からのこの辺の目標があるというよなことの説明はなかったのかどうか。

それから、委員会としてこの事業の業務委託料の妥当性というのをどのように捉えたのかなということを聞かせてください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

駒形産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） もともとJ R 東日本の販売サイトの仕組みというものがあまして、現在はJ R Eポイントに関して発行残高が300億円を超えるものがある。それが使われない状況であるということがもともとの原点になります。観光振興課とすれば、我々はその執行部の説明をお聞きしながら、しっかりと今後の事業内容をどういう拡充をして、誘客をしていくかという視点が欠けていると言うと弊害がありますが、安易にJ R Eポイントの内容に乗ったのではないかと、そういった危惧もございませす。そういった面で今後しっかりと誘客、あるいはそういった利用促進に向けてやっぱりしっかりと努力すべきだということでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で議案第67号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第67号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 議案の上程のときにも言いましたが、一定程度聞いてはいるのですが、改めてお尋ねしておきたいと思います。

これは、ご承知のとおり生活困窮、コロナで生活に本当に困っている方に対する30万円やるという例のやつなのですが、審査の過程で実際問題対象者はどのぐらいになるのかと。2番目ですが、そもそも、最大国の特例措置の貸付けをやっているというのが条件ですから、非常に厳しいものだろうというふうに思うわけです。ただし、そもそもこの国の特例貸付制度が周知をされていたかという問題もあるし、その後返済条件、住民税非課税になれば返さなくていいようなことも含めて周知をしっかりとされていて、そういう対象額がこの間やられてきたのかと、それがなかったら普通は借りれば返さなければいけませんから、なかなか手が出ない。前段のがきちんと周知をされている、場合によっては翌年度返すときになって返さなければチャラになるとかというようなことも知らされずにいけば一定程度増えるけれども、その辺はどんな状況でしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、中川直美議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、対象者数など予算計上、事業の状況でございますが、今回予算計上に当たりまして、対象者を6世帯掛ける10万円掛ける3か月、それと事務費の1万2,000円を足して、合計181万2,000円という根拠でございます。現在総合支援資金を受けている佐渡市の世帯が4世帯ありまして、その方が再貸付けを受けられなかった場合を想定したもの4世帯と、島外から島内に転入してきた場合2世帯というものを想定して、合計6世帯という説明でありました。

2番目ですが、市の現状として再貸付けまで行っている世帯は現在ゼロ件でありますので、まずは再貸付けをしていただくということになります。その上で再貸付けができない場合は当事業を活用していただくということになります。周知等というお話がございましたが、窓口自体は社会福祉協議会が行っておりまして、相談件数、令和2年度112件相談があったということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 件数が少ないのもこうなのですが、結果としてそもそものさっき言ったように周知がされていない。そもそも社会福祉協議会に生活福祉資金とか借りに行くと、そもそも用紙をくれないという経過が私あると思う。私行ったから言っているのですが、そういった状況はありませんか。令和2年度多かったという話なのですが、まず社会福祉協議会というのは相談に乗ることを大前提に置いて、だけれども、利用者側としたりすれば、書類をまず出すというのがこれ利用者の権利ですから、くださいと言うとその紙もくれないというのを過去にもありましたが、そういったところがあって抑制されているのではないかという気もするのですが、その辺どうですか。なかなか有能な議員がいるのに意見もついでい

ないものですから聞いているのですが、まさに境界層減免ではないけれども、そこに行かないのだけれども、本当に大変な人っていっぱいいるわけです。その辺をどうするのかというところの知恵がやっぱり要るのではないかという気がするのです。今コロナによる生活困窮世帯のことがいろいろなニュースに載っていますが、この辺はどうして意見つけなかったと聞いても、つけなかったからつけなかったということなのでしょうけれども、お聞きしておきます。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、お答えいたします。

社会福祉協議会での相談状況がどのようになったのかというところまでは当委員会としては審査を行っておりません。ですが、以前にも相談の件数含めやっぱり人材が不足ということで1名臨時で採用したということもありましたので、相談の受付という部分では市としては一応対応はしているのかなというふうに考えます。先ほどありました相談を受けた方には様々な状況ありまして、本当に生活に困っている場合は生活保護を受けるという場合もございます。ですので、社会福祉協議会から市の社会福祉課のところへつないで、生活保護を受けるかどうかといったところの相談も実際30件ほど今まであったというふうな説明もありましたので、様々な形でセーフティーネットをつくっていくということは一応確認をしたところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） うちの渡辺市長も気の利いたほうなのだけれども、気の利いた市に行くと、市が独自の小口融資資金つくったりしているところもあるのです、10万円ぐらい。非常に資金の門戸を借りやすくしていると。山田委員長がしゃべると、前もここはうんと言って、私が言うとうんと言うのだけれども、実際問題本当に水際作戦ではないけれども、社会福祉協議会というのはどうやって寄り添うかが主なものだから、用紙くれと言ってもくれないのです。これ私やってみたことがあるから。だから、そういう意味で言うと、ここのところが第一、だから生活保護も昔はそうでした。水際作戦とって出させないことをするというのが、これは全国的にもやるなとなったのだけれども、そういう意味でいうと、あれなので聞いておきますが、返済条件などの周知をもっと徹底するべしぐらいのやっぱり意見をつけても、猶予期間がありますから、まだまだ。来月終わりという話ではないですから、本当に必要な人はこういう条件ですから借りてくれという、そういうことはしっかり伝えるべきぐらいの意見はつけるべきだったのではないのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） 中川直美議員のおっしゃることはもっともでありまして、周知徹底等についても、当委員会様々な形で今までも述べてきたところでございます。ですので、意見をつけるかどうかということまでには至りませんが、しっかりと対応するということはこれまでもこれからもしっかりと言い続けていくという姿勢には変わりはありません。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 以上で議案第70号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第70号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第60号、議案第67号、議案第70号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで15分間休憩いたします。

午後 2時46分 休憩

---

午後 3時01分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

山田市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 山田伸之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） 委員会審査報告。

本委員会付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第57号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、温泉等入浴施設の運営見直し方針に基づき、令和3年9月30日をもってさわたコミュニティセンタービューさわたを廃止し、民間の無償貸付けに移行するため、佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第58号 佐渡市多子世帯出産成長祝金の支給に関する条例の制定について。本案は、佐渡市に生まれた児童の誕生及び健やかな成長を祝うとともに、多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減することにより子育て世代の第3子以降の妊娠、出産の後押しとなり、かつ佐渡市の重要課題である少子化の減速、移住・定住の促進及び地域の活性化を図る事業として、第3子以降子育て応援金となる成長祝金を支給するために佐渡市多子世帯出産成長祝金の支給に関する条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第61号 （仮称）相川認定子ども園建設（建築）工事請負契約の締結について。本案は、（仮称）

相川認定こども園建設に係る建築工事について、令和3年5月25日に執行した一般競争入札における落札者と請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第62号 佐渡クリーンセンター灰出設備等整備工事請負契約の締結について。本案は、廃棄物処理施設整備構想及び佐渡市一般廃棄物処理基本計画に基づき行うプラント整備のための佐渡クリーンセンター灰出設備等整備工事について、令和3年5月25日に執行した随意契約における見積者と請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第66号 財産の無償貸付について（さわたコミュニティセンタービューさわた）。本案は、令和3年10月1日からさわたコミュニティセンタービューさわたの管理運営を直営から無償貸付けに移行するため、公募により選定した特定非営利活動法人おけさ福祉会に無償貸付けすることについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第68号 令和3年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和3年度佐渡市介護保険特別会計予算について、予算の総額は変更せず、財源の内訳を更正するものであります。主な内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る介護保険料を減免するため、介護保険料を減額し、その財源として財政調整交付金及び基金繰入金を増額計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第69号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険被保険者の前年所得の確定により行った本算定の結果を受けて、保険税の税率等を改めるため、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第71号 令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4,616万3,000円を追加するものであります。主な内容は、国民健康保険税の本算定等に伴うもの及び新型コロナウイルス感染症対策に伴うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で市民厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第57号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） これも議案上程のときにも聞いている中身でもありますし、この後の議案第66号の財産の無償貸付とも関わることなのですが、入浴施設の運営方針に基づきということなのですが、たしか本会議のときの答弁ではかなり古いときの方針かなというふうには、平成28年とかちょっと古いときの感じもしたのです。現在、前の市政のときから入浴施設のあり方検討会みたいなので中間報告が出ていると。ざっくり言えば、市有温泉を一定程度整理する方向で議論が進められているというふうに承知をしております。

ます。その結論も今年の12月ぐらいには出る方向だというふうに私は見ております。そうすると、その対象施設の中にビューさわたも入っているわけなのですが、そういう意味でいうと、入浴施設あり方検討会との関係ではこれ一体どうなのか、整合性あるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、中川直美議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど出ておりました佐渡市入浴施設あり方検討会におきまして、令和2年11月17日に中間報告書が出されました。その中で、このビューさわたについて以下のような報告になっておりまして、ビューさわたについてもこれまでどおり無償貸付けによる運営者を募集しつつ、運営適格者が不在の場合は市による運営の継続もやむを得ないというふうになっておりまして、あくまでも無償貸付けによる運営者を募集せよというのが入浴施設あり方検討会の方針でありまして、そういう点におきましては、今回整合性は取れているというふうに判断をいたしているところでございます。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 現在相川温泉は、また業者がやれないということで宙に浮いていて、議論の焦点になっているのが松泉閣、渦上温泉、ビューさわた、クアテルメ佐渡という、この4つになっているわけで、そういうことでいうと、どうも議論を私も議事録とかをさっと読む限りでいうと、2つ残すのだろうなというのが何となく見えてくるわけで、そういう意味でいうとビューさわたは残して、あと3つの中のうちもう一つを残すという方向に私は読み取ることができるのですが、そういう方向でいいのかと。結論的に言うと、大分閉会中の調査もやっているようですから、お分かりだと思うのですが、恐らく今年いっぱいぐらいには大体方向性を出さだろうということであるというふうに、ビューさわたはこの4つの施設の中で残す、そうするともう一つだけというふうに私は取るのが普通だろうと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） 当委員会としましては、今後温泉がどのようになるのかというところの審査は行っておりません。先ほど中川議員がおっしゃられているとおり、入浴施設あり方検討会の最終報告書が本年12月に予定をされているというところでありまして、それを受けてどのような形になるのかについては、今後市が判断をしていくということになります。当委員会としましてはあくまでも条例についての審議をしております。今後の温泉の在り方というところまでの審査を行っておりません。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） それは間違いですよ。この健康保養センターの廃止条例と財産の無償貸付と温泉の在り方どうするかというのは、この間議会の中でも大問題になってきている話ですし、市政上でも大きな問題になっているわけで、ただ単純に健康保養センターの条例を廃止するという、そういう捉え方を私はすべきではないと。もっと複眼的にトータルとしてどれが一体市民のためになるのかという視点こそが重要だし、以前紹介しましたが、たしか行政改革のところで大学の先生が市民に廃止はいろいろなを出す

な、うまく戦術を使ってやれというようなことも議論しているわけですから、議会としては市民の目線でこういったものをどう捉えるかという総合的に捉えるべきものなのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） お答えいたします。

ですので、ビューさわたが今回民間で受けていただくということでもありますので、ビューさわたがしっかりと民間で活用して、運営をしていただけるということでございますので、それはそれとして評価をするところでもありますし、全体の温泉の在り方等については、まず現在入浴施設あり方検討会で最終報告に向けて検討しているところでもありますので、そういったところを見ていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 以上で議案第57号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第57号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 佐渡市多子世帯出産成長祝金の支給に関する条例の制定についてに関する委員長質疑に入ります。

上杉育子さんの質疑を許します。

上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） まずは第4条の収入の制限の部分についてお尋ねします。

この部分については、年間収入額というような第4条のほう、年間収入額が規則に定める収入の額を上回るときというような書きぶりがあります。まず、収入額と所得額というようなところで随分議員の中でも収入額と所得額とでは受給受けられるかどうかというラインが変わってくるのではないかと、私なんかも農業やっているの、農業の部分において年間収入額と、それから所得額というところにおいては物すごく差があるので、その辺のところを年間収入額という表現で示されているのはどうなのかなと疑問に思っておりますので、ここの部分についてどのような説明があったのか教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、上杉議員のご質問にお答えをいたします。

上杉議員がおっしゃっているとおりこの佐渡市多子世帯出産成長祝金事業につきましては、収入が1,200万円という条件が、年収1,200万円以下の者というふうに条件がついております。この収入と所得、

佐渡は特にサラリーマンではなくて個人事業者が多いという側面もあるところから、当委員会におきましては、年収で考えるのか、所得で考えるべきではないのかという意見が出たところでございます。執行部としましては、執行部で示しております佐渡市多子世帯成長祝金の支給に関する条例施行規則、これがあります。この第5条に、申し上げますけれども、定期給付または特例給付を受けようとするものに係る条例第4条の規則で定める額、先ほどの年収1,200万円の部分ですが、前年の収入額（年間収入額）から児童手当法施行令第3条第2項に定める控除額並びに事業収入及び不動産収入に係る必要経費を除いた額で1,200万円とするということで、必要経費を除いた額をしっかりと入れていくというふうに規則で定められております。当委員会としても、受け付ける人によって何が控除になるのか、ならないのかといったところで差が出てはいけません。やはり客観的な事実に基づいて公平公正を保つべしという強い意見が出されてきて、これについては執行部は誰がやっても同じようにルールを明確化をして運用に当たるといった説明があったところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） 二次質問考えていたところもしっかりと調査されている点について、分かりました。

ただ、あともう一つなのですけれども、収入が1,200万円以下の者という条件、それは逆に言うと1,200万円以上の方は対象にならないということで、現在佐渡市において1,200万円以上の方というのはどのくらいいらっしゃるのか教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） お答えいたします。

先ほどの上杉議員のご指摘の部分、年収1,200万円以上というところの数については、申し訳ございません、そこまでの審査は行っておりません。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） 総務文教常任委員会のほうで奨学金の系統で聞いたときに、大体佐渡市のほうでは1,200万円以上で対象にならない方というのは、奨学金のほうでいいますと、いないような答弁があったような気がしていたものですから、実際こちらのほうを聞かれたのかな、確認されたのかなという思いで質疑しました。ほとんどの方が対象になるという取り方をしてよろしいのか、委員会のほうではその辺のところを取りこぼしのないような条件にほぼ近いのかなと判断しているのかどうかお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） お答えいたします。

この年収1,200万円の基準というものは、実は今回新たな事業として出てきたときに年収要件が追加されました。3月の当初予算では年収要件はございませんでした。ざっくり言いますと、単なるばらまきになってはいけなと、高所得者に対してはご遠慮いただきたいというところもあって、やはり一定の収入要件が必要であると。そのときに、やっぱり明確な根拠のある基準が必要だといったときに1,200万円

というのは、国が今回児童手当の収入要件に年収1,200万円というラインを引きました。こういう客観的な根拠のある基準を今回佐渡市として設けたということでございます。

○議長（佐藤 孝君） 以上で議案第58号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第58号 佐渡市多子世帯出産成長祝金の支給に関する条例の制定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 佐渡クリーンセンター灰出設備等整備工事請負契約の締結についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 長期包括運営管理委託を行っている業者にいくということなのですが、まずそもそもが3億円というものの契約を随意契約でいいのかということをお聞きしたい。いろいろ理由を並べていることも承知はしています。そういう意味でいうと、長期包括運営管理委託で任せた、結局その業者しかあと何もできなくなっているのではないのですか。だから、そういうことも含めてその辺はどのように透明性とかそういうの、どのような中身になっていますか。もっと言うならば、せめて募集をして、技術提案もして、いろいろなことをやって、それでもいなくてなおかつというのならいざ知らず、3億円というものを随意契約、この後また同じようなことが6億円でも7億円でもやれば、結局長期包括運営管理委託業者しかやらないでしょう、また、同じことになるのではないかとということで、そういう意味でいうと長期包括運営管理委託との関係においても非常に私問題点があると思うのですが、どのような審査されましたか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、中川直美議員のご質問にお答えをいたします。

なぜこれが随意契約になったのかということでございまして、中川直美議員もいろいろとご承知なのかもしれませんが、改めて執行部からの説明がどのようなものだったのか述べさせていただきたいと思えます。まず、佐渡クリーンセンター灰出設備につきましては、佐渡市が今年3月に策定しました佐渡市の一般廃棄物処理基本計画、これに基づきまして、メルティングセンター佐渡、これを年度内に廃止をするということになっております。そうしますと、焼却残渣、これを島外に持ち出して資源化処理するために、灰の性状を変化させるため湿式コンベヤーの改造を行ったり、また重金属の溶出を防ぐためのキレート剤の注入等様々な灰に対する処理、これを行わなければならないと、その処理を行うための工事であるということでございます。なぜ随意契約になったのかということなのですが、今佐渡のクリーンセンターのプラントは1日当たり120トンのごみ処理が可能な基本性能を有しておりまして、この基本性能を保証した

形で性能発注方式によって行われるということでございます。佐渡市の指名入札参加資格者名簿に登録してある事業者に対して、工事を請け負うことが可能かどうか文書を送付して事前に意向確認を行ったところ、プラント建設メーカー以外いずれも請け負えないという回答があったということでございます。実際のところ、今佐渡クリーンセンター、電気制御システム等で稼働はしているのですが、プラントメーカーが独自開発したシステムに今回の改造及び新設した設備の制御系を組み込むため、他の事業者における施工は極めて困難である等様々な条件からやはり既存の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既存の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機械等の増設、改修等の工事におきましては随意契約に当たるという佐渡市の随意契約ガイドライン等の検討をした結果、今回随意契約に至ったというような説明がございました。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 私が言ったことをそのまま言っているように私は感じました。結果的にそのメーカーしかできないという話ではないですか。だから、この長期包括運営管理委託、このときもちょっと若干もめたのです、実は。そのときもめたのは何かというと、結局市がそういったものを見る力がない、技術者もいない、業者の言いなりになってしまいはしないかということが大きな問題になったので、では契約書ではこの問題はどのようになっているか確認をしましたが1点です。

2つ目は、もっと言うのならば、市が業者に発注して、文書をいただきましたと、それ駄目です。100歩譲って言うのならば、1回公募かける、しっかりと。それでも駄目だったというなら分かるけれども、3億円、この理屈を持ち出せば、どんなものだって随意契約できるということになってしまうのです。いかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、お答えをいたします。

長期包括運営管理委託の契約の状況、契約条項については佐渡市は要求水準書に規定する当該条件を変更する場合を含め、佐渡市の責めに帰すべき事由により本事業に追加の合理的な費用が発生した場合にはこれを負担するという条項になっておりまして、今回は佐渡市が一般廃棄物処理基本計画を策定したことによりメルティングセンター佐渡を廃止するという、いわゆる佐渡市の都合によって発生した工事でございますので、これにつきましては佐渡市が負担をするという規定になるという説明が執行部からありました。これは一般競争入札をやって駄目だったらというお話もあったのですが、今回の工事のタイムスケジュール、これを資料が示されました。どこにあったかというところ……

〔「3ページにあります」と呼ぶ者あり〕

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） まず、一般廃棄物処理基本計画が今年3月末に策定されたということで、本年に入ってから様々な調整が行われたということで、非常にスケジュール的には厳しい、タイトなスケジュールになっておりまして、まずこの設備の建造に7か月要するということ、要するに本年度3月末までにはこの工事は完成させないといけないのですが、設備に7か月要すること。そして、その設備を佐渡クリーンセンターに組み込むにはやはり一定時間佐渡クリーンセンターの稼働を止めなければ

ならないとなったときに、年間を通してごみが一番少ない時期、これが2月になります。2月の17日間程度焼却炉を止めて、その期間突貫工事で設備を組み込むということからいきますと、一度また一般競争入札から始めてとなると期間的にとっても無理なスケジュールになってしまいますので、今回こういった随意契約にさせていただいたという説明がありました。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ですから、議会としてのやっぱり意見をしっかりとつけるべきだと思います。仮にあったとしても、令和7年にはこれ長期包括運営管理委託切れるのです。この後どのような工事が組まれるか分かりません。ただ、3億円という額、廃棄物をめぐってはいろいろな問題がニュースで過去も含めてあるという中でいうと、やっぱりここはもう令和7年度には長期包括運営管理委託も切れるという視点から見たら、しっかり意見をつけておく私必要があったし、意見もついていないから言うのだけれども、2つ目はスケジュールありきとするならば、スケジュールの立て方が間違いです。メルティングセンター佐渡のことは我々も聞いています、議員全員協議会で。もしスケジュールありきでこうせざるを得ないという、ならばそれはスケジュールの立て方が間違っている、こう言わざるを得ないと思います。いかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） まさにスケジュールの在り方につきましては、当委員会からもスケジュール感については指摘がありました。ですが、こういった形で進めていると、進めたいという形で、特にメルティングセンター佐渡を今年度末に廃止をするということで今話が進んでおりますので、そういったところでやっぱり合わせていくと、このようなタイムスケジュールになるということでありましたので、当然様々な状況があったかと思えます。3月末に基本計画が策定され、4月に入ってから調整等も調査、コンサル、委託等も含めると様々なタイムスケジュールがあったかと思えますが、しっかりとその点余裕を持って工事に当たれるようにということは当委員会でも指摘はあったところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 以上で議案第62号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第62号 佐渡クリーンセンター灰出設備等整備工事請負契約の締結についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 財産の無償貸付について（さわたコミュニティセンタービューさわた）についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほどの健康保養センターの廃止条例とも関連はきっちりあるので、同じようなことを書いてあるのですが、今年度の市長の5つの重点施策のうちで日本一の健康寿命で頑張りますよという中でももちろんしっかり位置づけていると。佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例そのものが別に温泉でなくても私はいいと思っているのです。この第1条に書いてあるように、地域住民の健康増進、心身の保養及び云々と書いてあるように、これは温泉そのもの指しているわけではなくて、だから先ほどの条例廃止も別に温泉とは限らない。渡辺市政が今年度から本格予算を組んだ日本一の健康寿命ということであるならば、私はしっかり位置づけるべきものではないかというふうに思うのだけれども、その辺どうなっているのかと。先ほど言った全体の方向との温泉の在り方とは矛盾しないかということですが、先ほどの答弁から推察をしますと、市の補助金を除いた施設の収入額の推移で見ますと、ビューさわは松泉閣に次いで2番目によろしいということですから、そうしたらここは自立して頑張っていたら、残りの潟上とかクアテルメを残す方向になるということも推測ができるのですが、先ほどから全体像は私とは関係ないという言い方ですから、やっていないのだというふうに思いますが、今年度の施政方針の5つの目玉の中の日本一の健康寿命という中で市が頑張るやるといふところと矛盾しませんか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、中川直美議員のご質問にお答えをいたします。

日本一の健康寿命の件につきましては佐渡市一般会計補正予算（第2号）におきまして、温泉利用促進事業として327万5,000円が計上されております。この中身といたしましては、今後ビューさわにおきまして事業者が既に行われている既存の温泉施設と同様に健康増進のための事業に対して市が補助金を出すものであります。今回プロポーザルにおいて事業計画書というものが提出をされておりますが、その中にも健康増進について取り組みたいという計画が出されておりますので、ビューさわにおきましても健康増進に向けた取組がなされるものというふうに理解をしておるところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、日本一の健康寿命は民間の人に頑張ってやってもらうということになるのかなというふうに思ったのですが、やっぱり行政として頑張るところは頑張る、そういう意味でいうと、今市の温泉施設の検討会の中で私の読み方だと2つぐらい残すというのはそういうことなのだろう。私は賛成ではないが、市長は民でやれるのは民でという部分でそれやってもらうけれども、市でやる場所はやるというものだという私は理解をしているわけで、そうするとあなた方、全く今後の方向性と矛盾しないという理解でよろしいのですね。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） お答えいたします。

市長が言うところ、日本一の健康寿命の促進につきましては、温泉に限らず様々な事業で組み合わせた形で行われるものと私は理解をしております。その一つとして温泉、またはそういうビューさわ等の入

浴施設におきまして市が補助金を出して、そういったところで健康増進に取り組んでいくというところをサポートするという一つの事業でありますので、それはしっかりと取り組んでいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で議案第66号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第66号 財産の無償貸付について（さわたコミュニティセンタービューさわた）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

○18番（中川直美君） 国民健康保険です。ほぼ昨年並みの、コロナ禍もあって据置きだというのは承知をしているのですが、言うまでもありませんが、コロナで医療費が大分下がった、いろいろなのもあるわけですが、納付金の総額、昔でいう給付総額みたいなものなのですが、昨年に比べて1億円以上減っているわけです。そんな中で500人だか移住者が増えたというようなことも含めて、これ国民健康保険に入ったかどうかもちろんあるのでしょうかけれども、1億円以上減っている、その納付金の内訳、中身は何になりますかが1点です。

2点目は、第3子の均等割減免の関係です。他市に先駆けてやっている佐渡市のこれは対象世帯と人数と減額される子供1人当たりの額は幾らかお尋ねをしたい。本会議のとき聞いたら、3月のときに上げたときと同じですと言いますが、本算定ですから、税の確定を待って精算をして、予算計上するというのが本算定です。たまたま市民生活課長は財政課長でもあったので、その辺は詳しいことやっているとは思うので、お尋ねをしたいというふうに思います。

3点目、コロナ禍の影響に対する減免があるのですが、国民健康保険税の課税世帯は極めて低い世帯、生活保護水準世帯が多いのですが、所得200万円以下世帯数と人数はどの程度この年度はいることになりますか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、中川直美議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の納付金総額が昨年に比べて1億円以上減っているという点につきましては、当委員会では説明を求めたところ、執行部からは国から県に対して前期高齢者交付金が支給されたので、その分市が県に納付する額が減ったという説明がありました。いろいろとお聞きをしましたが、それ以上の説明はありません

でした。

2番目の第3子の均等割減免等につきましては、この点について当委員会から質疑はありませんでした。

3番目、コロナ禍における影響を受けた世帯に対する税の減免対象者数、コロナ減免のところですけども、佐渡市としての積算根拠は1,000万円を見込んでおりまして、90世帯、これを対象としております。この対象の根拠ですが、昨年、令和2年度の実績としまして120世帯、これが減免対象になりました。今回はその120世帯の半分、60世帯が今年も申請するのではないかと、プラス新規30世帯で90世帯、これが申請をされるというところで、90世帯で990万円でちょっと切り上げて1,000万円という形にしたという説明がありました。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 納付金、国から来るのが減ったからという話ではなくて、国民健康保険の会計というのはご承知のとおり一般会計と全く逆なのです。一般会計は、歳入に合わせて支出を決めるのです。国民健康保険は、歳出に合わせて決めていくのです。それによって税が決まっていくのです。ここが一般会計との大きな違いなのだけれども、国が減ったから、そういう意味でいうと、何で下がったか、さっき言ったように、一般的にも医療費がコロナで減った云々というのものもあるのだけれども、やっていないといたらそれまでだけれども、ではここで聞きますが、先ほどちらっと言いましたが、500人移住した云々で国民健康保険の加入者の母数、世帯数、人数、昨年と比べてどの程度増減ありますか、それ1つ聞きたい。

2つ目は、令和2年に比べて9円だか1人当たりは上がるのです。ところが、よくやる300万円、夫婦と子供2人世帯、300万円で暮らせるわけではないのだけれども、300万円2人世帯で、ここは約3,900円上がりますね、世帯にすると。さっき言ったようにたった1人当たりになると9円増なのだけれども、1世帯に直すと3,900円上がるというのがあなた方の資料だと思う。今のコロナ禍の状況の中で本当に厳しいので、さっき言ったコロナ減免だけではなくて、所得減少に伴う制度拡充などはどのようになっていますかということです。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、お答えいたします。

国保の人数、世帯数の比較ということでございますが、昨年度との比較はしておりませんが、今回8,923世帯、1万3,786人が国保の対象者という資料は頂いております。あと、何でしたっけ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） 基本的に今回国保の額をできる限り抑えたい、コロナのこともあるので、できる限り抑えたいというところで財政調整基金等の投入により低く抑えたという説明がありましたので、そういった形でコロナ対策をしているものというふうに理解をしております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） せめて昨年と比べてどうなのか、母数がどう変わったのか、単純に1人当たりの額がどうのこうのではなくて、では医療費の動向はどうですか。昨年何世帯いて、ざっくり高齢者世帯がこのぐらい云々、何世帯何人いて、医療費総額に対してどうなるか、昨年はこうだった、今年はこうなると

いう押さえ方しましたか。これやらなかったら、審査になんてなりませんよ。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） 当委員会でのような質疑をする委員は一人もありませんでした。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 以上で議案第69号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第69号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま議決いたしました議案第57号、議案第58号、議案第62号、議案第66号、議案第69号を除く市民厚生常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

駒形産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 駒形信雄君登壇〕

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第59号 佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、減収補填制度を定める省令のうち離島振興法第20条の適用期限について改正が行われたことにより、同法の適用を受けて実施している当該条例の適用期限について延長を行う必要があるため、佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第63号 井内住宅D棟建設（建築）工事請負契約の締結について。本案は、井内住宅D棟建設に係る建築工事について、5月25日に執行した一般競争入札における落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第2号 新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止めをかけるとともに、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出についての陳情。本陳情は、新型コロナウイルス感染症の拡

大により米の需要が消失し、2019年度産米の過大な流通在庫が生まれ、昨年産米の市場価格が大暴落し、さらなる米価下落が危惧されている。また、国はミニマム・アクセス米を毎年輸入し続けており、国内産の飼料米の需要を奪っていることから、過剰な在庫や米価の下落に対する対策を国が行い、廃止された農業者戸別所得補償制度を復活させることを求める意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、その趣旨を採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより陳情第2号 新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止めをかけるとともに、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出についての陳情についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 趣旨採択という採決結果ですが、どれが悪くて、どれがいいのでしょうか。加えて言うておきますと、令和2年の12月議会には同じようなコロナ禍による在庫の問題について、全会一致で上げているのです。令和2年の12月議会、今の議員で、ほぼ同じような内容で。これが若干発展したものですから、ここの部分の趣旨は採択すべきだったというふうに最低限でも思うのです。ですから、最低限でも一部採択とかいうのは分かります。趣旨というのはどうも令和2年の12月議会から見るとえらく後退しているなというふうに思うのですが、どこの趣旨がよくて、どこが駄目だったのかを教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

駒形産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） まず、当委員会で賛否の意見が分かれたために採決を行いました。それによって3対2ということで、賛成者3人、反対者2人ということでございます。陳情項目は3項目あります。それぞれの意見、委員によって一部採択でもいいという人と、それから、いや、全部でない駄目だと、いろいろな意見が分かれたためにこういった採決に入ったということでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 今のお話聞くと、趣旨採択も3対2とかなんとかで分かれたということなのですか。私が聞きたいのは、だからどこが駄目だと、どのような意見があったのですか。例えばミニマム・アクセス米が駄目だとか、在庫がどうのこうのとかが、何が駄目だったと。全体としてはコロナ禍で米価下落を抑えるということになると、農業団体や農民団体も言っているのは、だから令和2年の12月に全会一致で採決をして、意見書も上げているのだよ。そこと大きな違いは私はないというふうに思うのですが、ですからどこが意見が分かれたのか、そうしないとこれ賛成していいのか悪いのかよく分かりませんので、お願いします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

駒形産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） 陳情内容についてはある程度理解をするという意見もありましたが、

賛成という場合には意見書提出ということになりますので、意見書を提出するまでには至らない、そういったご意見があり、それぞれの判断の分かれとなったということでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） これ3回目で置きますが、3月議会ではこの間ミニマム・アクセス米の問題、過剰米の問題、国の緊急解除の問題、多くの全国の自治体でやっています。たまたまぱつと持ってきたのですが、北海道の根室市、千葉の匝瑳市、MA米なども含めてもうやっているし、令和2年の12月にやったのもほぼ同じ内容なのです。今コロナ禍の中において、今年の米価がどうなるかというのは極めて深刻です。こんなときこそ基幹産業が農業でもあるし、小規模農家も多い佐渡市の議会としては少なくとも令和2年の12月議会の趣旨に基づいた発議をして、意見書を出していくということが今我々議会としてできることなのではないかと思うのですが、そういう意見はなかったのですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

駒形産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） ですから、3項目の中で例えば1、2については賛同しますよと。しかし、3項目めの農業者戸別所得補償制度復活、これは様々な議員のそれぞれの立場があり、そこに判断がされたものと思います。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で陳情第2号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより陳情第2号 新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止めをかけるとともに、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出についての陳情の採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

ただいま陳情第2号を趣旨採択することは否決されましたので、原案について採決を行います。

これより陳情第2号 新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止めをかけるとともに、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出についての陳情の採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により議長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案については、議長は否決と裁決いたします。

ここで15分間休憩いたします。

午後 3時56分 休憩

---

午後 4時11分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど議決いたしました陳情第2号を除く産業建設常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 航路問題特別委員会の報告

○議長（佐藤 孝君） 日程第2、航路問題特別委員会の報告を行います。

航路問題特別委員会に付託した事件について特別委員長の報告を求めます。

航路問題特別委員長、中川直美君。

〔航路問題特別委員長 中川直美君登壇〕

○航路問題特別委員長（中川直美君） 航路問題特別委員会最終報告書。

本委員会に付託された事件について、会議規則第109条の規定に基づき、次のとおり報告します。

本委員会は、これまでに2回の中間報告を行っている。1回目の報告は、令和2年第5回（6月）定例会において提出し、前年度から懸案事項であった新潟一両津航路のジェットフォイル船舶更新の35億円の建造費について、新潟県から提案された鉄道建設・運輸施設整備支援機構（JR TT）による船舶共有建造制度を活用した際の自治体負担分20%のうち佐渡市が10%として3億5,000万円の負担を求めてきた点についてであった。2回目の報告は、令和3年第2回（3月）定例会において提出し、佐渡汽船の債務超過に対する行政支援に関わる点についてであり、いずれも佐渡航路をめぐる大きな局面であった。

昨年来、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う輸送量の激減（4割以上）が続いており、債務超過への行政支援を行ったものの、佐渡汽船の経営改善は予断を許さない状況であり、今後急がれる船舶更新などにおいても経営改善が急務である。これらの点を踏まえ、中間報告と一体のものとして、最終報告を行うものである。

1、離島航路に対する基本的視点。離島振興に責任を持つ新潟県は、離島振興法や有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の内容から見て、離島航路に対する主体的責任を果たすべきである。加えて、新潟県が50%の出資をもって佐渡汽船を航路事業者とした経過から見て、新潟県として責任、義務があるものである。また、離島の生命線である離島航路について、これまで離島振興協議会なども強く要望しているが、船舶更新などへの制度拡充を国の離島振興策として位置づけるべきである。

2、佐渡汽船債務超過の行政支援について。（1）、新潟県は2020年12月期の債務超過に対する14億円の行政支援の枠組みについて、県が主導し、関係市である上越市も含め、行政支援割合を決めた。それに伴い、2021年1月に佐渡市は8分の2に当たる3億5,798万2,000円の増資による行政支援を行ったが、最終

的には2020年期末時点において、佐渡汽船は連結で8億7,600万円の債務超過、航路事業単体で13億5,000万円の債務超過であることが確認された。しかし、県主導で決めた行政支援の負担を佐渡市が行ったにもかかわらず、新潟県は上越市が行政負担を保留した分も含めた10億4,200万円に対して8億6,300万円の支援にとどまっており、行政負担の在り方には疑問を呈さずにはいられない。この事態について、行政支援予算を議決した佐渡市議会に対して納得できる十分な説明はなく、佐渡市議会は市民への説明責任も果たせない状況である。佐渡汽船と新潟県をはじめとする関係機関との十分な情報共有なくして、離島航路の安定維持は困難であることから、このような事態が再び起こらないよう早急に対応、改善すべきである。

(2)、2021年12月期第1四半期連結決算では、3月末時点の債務超過が既に16億4,400万円であり、2022年12月31日までに債務超過を解消できない場合は上場廃止となり得る極めて厳しい状況と言わざるを得ない。佐渡市は、今後の行政支援について、事業者の経営改善努力が不可欠で、今後の財政支援は行わないとしている。

(3)、2020年の債務超過は、2015年の小木一直江津航路に高速カーフェリーあかね導入直後から赤字が問題視されていたにもかかわらず放置されてきたことに、新型コロナウイルス感染症による輸送量の大幅な減少が加わったものである。積年の佐渡汽船の経営責任の在り方が大きく問われると言わざるを得なく、今後安易に行政支援を求めず、誘客をはじめとした営業の拡大と抜本的な経営改善に取り組むべきであり、運賃の値上げなどのサービス低下に転嫁すべきではない。なお、佐渡市は佐渡汽船に対して行政支援の前提条件として、佐渡航路全体でカーフェリー3隻体制を維持することとした。よって、佐渡汽船は高速カーフェリーあかね売却条件である小木一直江津航路への新たなカーフェリー導入を誠実に遂行すべきである。

3、高速カーフェリーあかね売却について。2015年4月に北陸新幹線開業に合わせ、小木一直江津航路の収支改善を図ることを目的として高速カーフェリーあかねが導入された。運航体制や船舶の選定については、佐渡航路確保維持改善協議会や佐渡市議会からの提案もあったにもかかわらず、高速カーフェリーあかねを最終的に佐渡汽船が決めたものである。就航直後から船舶の揺れなどによる就航率の悪さから佐渡市議会も改善策を強く求めていたもので、船舶の選定の誤りが今日の問題を引き起こしたと言わざるを得ない。高速カーフェリーあかねは、令和3年6月25日、佐渡汽船取締役会で帳簿価額24億900万円を上回る30億5,000万円で売却されることが決まったが、建造費58億1,000万円に対して、佐渡市は8億1,000万円の補助金を出しており、佐渡市補助金等交付規則に基づく返還は当然である。

4、佐渡市の姿勢について。(1)、今後の船舶更新等について。これから小木一直江津航路へのカーフェリーの導入、両津一新潟航路へのジェットfoil、カーフェリーおけさ丸及び貨物船日海丸の差し迫った船舶更新などの計画がある。令和2年に更新予定だったジェットfoilについては当面更新を見合わせ、急がれるカーフェリーおけさ丸の代替船については来年度契約に入る計画である。新潟県に対しては、今後佐渡金銀山世界遺産登録などの取組による輸送量改善が想定できることを含め、誠実に主導的役割と責任を発揮してもらうよう働きかけるべきである。

(2)、佐渡市は増資による行政支援を行った結果、佐渡汽船の10.53%の株を持つことで新潟県に次ぐ大株主となり、伊貝秀一副市長が外部取締役として就任している。これまで以上に島民の立場で経営に参画することとなり、大きな責任を持つことを自覚し、定期的な経営状況の確認や積極的に発言を行うなど、

適切な対応を取るべきである。

以上。

○議長（佐藤 孝君） 以上で航路問題特別委員会の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

後藤勇典君の質疑を許します。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） それでは、私のほうから3点質問をさせてもらいたいと思います。

まず1点目、6月25日の佐渡汽船プレスリリースの中で、解約手数料6,121万2,000円を払って一部借入金の期限前弁済を行う予定にあるというふうにありました。これにより債務超過は解消される見込みにあるのか、また債務超過はどの程度圧縮できる見込みにあるのか。

2点目、今ほどの委員長からの報告書の中にもありましたけれども、「今後安易に行政支援を求めず、誘客をはじめとした営業の拡大と抜本的な経営改善に取り組むべきであり、運賃の値上げなどのサービス低下に転嫁すべきではない」、このように報告書のほうでは書かれております。しかしながら、貨物運賃10%値上げされまして、先般も取締役会の中で副市長頑張ってくださいましたが、佐渡汽船としては改めない。さらに佐渡汽船側では、乗車運賃の見直しについても協議されているという話でありましたが、特別委員会の中では一体どのような説明がなされていたのでしょうか。

3点目、あかね導入時の当初の計画と実績との乖離、ずれ、これはどの程度であったのか。今回5年強、6年余りであかねの就航は終わりという形になりますので、計画と実績、相当大きなずれがあるものと思います。その点についての説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

中川航路問題特別委員長。

○航路問題特別委員長（中川直美君） 最初に、断っておきますが、私がたまたま委員長ということで、委員長が好き勝手にしゃべっているというふうにも思われても困るので、断っておきますが、委員会でもしっかり出された通告に基づいて協議をして、一致した意見を答弁するというようにしております。この間、1年にわたってやってきた中身で多種多様なことをやってきたということで、出された意見については述べます。委員会としての結論は、一致点はこの報告書にこの間の全体として3回の報告書の中に入っているということ、まず冒頭申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、お答えをいたします。第1の質問ですが、要は解約手数料など云々という含めてどの程度債務超過が圧縮できるのかと、29日の議員全員協議会でも後藤議員が同じ質問を執行部にして、答えたのとほぼ同じです。繰り返せば、譲渡価格30億5,000万円から佐渡汽船の既存の借入金24億9,597万5,000円の期限前の弁済を行い、佐渡市返還分の5億800万4,000円と上越市にも同様の会計の処理を行うこととなっておりますから、売却益、あかねを売ったのとほぼ相殺される見立てとなっており、債務超過の解消にはつながらない見込みであります。これはご承知のとおりであります。なお、蛇足ながら言えば、売れなかったより売れたほうが全体としてはよかっただろうということは申し述べておきます。

2番目の運賃の見直しについて協議されているようだが、特別委員会ではどのような説明がされたのかということです。22日の航路問題特別委員会での市の交通政策課提出の、後藤議員も傍聴されて持ってい

と思いますが、佐渡汽船の経営改善計画の進捗状況という資料で、このように記載されています。米印、強調と見てもいいのでしょうか。現下の厳しい状況を踏まえ、新規コンテンツの開発など増収策のほか、人件費の削減（賞与の減額）、第三者出資による資本増強及び運賃割引等サービスの見直しについて検討中と今後の方向性が運賃値上げやサービス低下などの経営改善のほうで、そのしわ寄せが運賃などに転嫁するのではないということが推察できましたから、先ほどのように転嫁すべきでないという意見を記したものであります。なお、この資料の中には、市の交通政策課が出したものですが、このように書いております。「関係自治体や金融機関を交えた毎月のモニタリング会議等において、経営改善の進捗状況等を厳しくチェックしていく」というのが市の姿勢であるということが書かれております。今回の最終報告の視点では、執行部においてもこのように対応していくべきと受け止めて、報告書に明記をしたところであります。

もう一点ですが、あかねの導入当初の計画と実際の乖離はどうだったのかということです。あかね導入前のカーフェリーはこがね丸で、平成26年実績は輸送人員が約13万2,000人です。国、県の補助金を入れずに5億216万円の赤字というのが航路収支でした。このときの翌年からあかねが入るけれども、あかねを入れる計画では、初年度の平成27年度では輸送人員が20万人、国、県の補助金なしで3億4,743万円の赤字になって、つまりこがね丸のときに比べて約1億5,000円の赤字幅が解消できるという計画でありました。その年度の結果はどうかというと、輸送人員は18万4,000人で航路収支は4億9,599万円の赤字でした。つまり頑張っただけなのですが、初年度においても当初は1億5,000万円圧縮できると言ったものが約600万円程度の赤字幅の圧縮でしかありませんでした。その後下がっていくわけですが、4年後の令和元年では輸送人員数が12万2,700人、先ほど言いましたが、入れてすぐは約18万人いたのが12万2,700人まで落ち込んで、航路収支は9億4,175万円、約10億円近くまで赤字幅を結果的に広げています。あかね導入前のカーフェリーこがね丸の平成26年の実績の航路収支5億216万円の赤字改善どころではなく、北陸新幹線開通などと併せて高速カーフェリーあかね導入で収支改善できるとしたものと結果として大きく離れていたというのが実態でございます。ということで、第1回目、よろしいでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 債務超過の解消には直接関わるものではないということが、前回の議員全員協議会のときにもそういう答弁がありました。ただ、よくよく考えてみますと、これまず今回あかねは売れて本当によかったと思います。岸壁使用料、余計なものを払わなくて済むことになりまして、売れてよかったなというふうに思いますが、ところで企業は現金が手元にありさえすれば、どれだけ債務超過をしていたとしても潰れることはありません。これがまず大原則ではないかなと思います。今回結局一括で前払い、期限前の弁済を行ったとしてもあかねという資産自体がなくなるので、結局資産もなくなって、借金もなくなるということで何ら債務超過の部分には影響しないという、そういう話なのですけれども、そうであるならば借金を一括前払いしないで、現金のまま、そのまま保有すべきではないのですかということが言いたいことであります。何でかということ、今回6,000万円、何千万も違約金を払って借入金を返す必要が本当にあるのか。この間も議員全員協議会のときに約25億円を一括で返すということで、年間佐渡汽船がどのぐらいの25億円に対する金利を払っているのかといたら、佐渡市のほうは数字は分かりませんという話でありました。こういう状態できちとした指導というか、意見を述べることができないう話に

なってしまいます。今後業績が改善しなければ、上場廃止はもちろん銀行からの新たな融資を受けることもできません。そうであるならば、今この時期に一括で返済するなどあり得ない。融資が借りられないということを想定しながら、手持ちの現金を厚くしておくこと、これが経営的な最善策ではないかなというふうに思います。それをやらないということはどういうことかということ、まさに佐渡汽船側のいざとなれば行政に頼ればいい、そのような意思の表れではないかなというふうに思います。このような状況下において、委員会は今回最終報告書という形を取ったわけですが、積み残しとなっている貨物運賃の件しかり、その他もろもろ課題はまだまだ山積している状況にあります。これらの課題について今後どのように決着をつける予定なのか、委員会の考えを聞かせてください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

中川航路問題特別委員長。

○航路問題特別委員長（中川直美君） 前段は、後藤議員の債務超過と経営に対する考え方を述べたのだというふうに思います。詳しく中身はやっておりません。ただ、後藤議員がおっしゃるとおり資本が減少していくということは債務超過がいつまでたっても解消できないということはありますし、あくまでも当委員会では詳しくはやってはいませんが、おっしゃっていることはそのとおりだというふうに私は思いますが、ただ会社全体として、グループ全体としてどのような経営改善をしていくのかという中で、その手法が生まれてくるのだらうなというふうに思います。

後段のいっぱい課題があるのに航路問題特別委員会何やっているのだという話ですが、どうするつもりかと、今の航路問題特別委員会よりももっと優秀な産業建設常任委員会にお返しをすることになりました。様々な問題について、乾いていない問題は産業建設常任委員会が受け取るということできっちり送りしたので、全くご心配は無用かというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君、簡潔にお願いします。

○6番（後藤勇典君） 報告書のほうに船舶の選定の誤りが今日の問題を引き起こしたと言わざるを得ないというふうに書かれてありまして、先ほどのあかねの計画と実績の乖離というところで平成27年4月に就航してから6年余り就航しできなかつた、それに伴ってフェリー3隻体制から2隻体制に切り替わり、佐渡島内の産業競争力を低下させ、より脆弱な運航体制を敷いてしまっている状態にあります。委員会としては、この責任が誰に帰属すると結論づけているのかお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

中川航路問題特別委員長。

○航路問題特別委員長（中川直美君） 責任については、これまでの3回の報告の中でも示しているつもりですが、経営責任が極めてあるというのが当委員会の一致した意見です。それ以上の言及はしておりませんが、経営責任だと。ちなみに、十分審査はしておりませんが、当委員会が出した資料で、あかね導入を検討していた段階の平成25年8月28日のときの当時の議会の特別委員会に出されている資料でいいますと、北陸新幹線の開業、2往復化による増便、利便性の向上、高速カーフェリーあかねの導入効果で大体20万人を維持していけるというのが当時の経営者の判断です。ですから、先ほど言ったように18万人というのは、まあまあ初年度は頑張っていたということも言えるのですが、だからそういう意味でいうと、ま

さに一般報道でもありますが、あかねは経費がかかるから売るのではなくて、あかねは航路の収支を改善できるといって切り札として導入したにもかかわらず、逆になったというのはこれは極めて船の選定の誤りだというのが当委員会の結論です。これは、私個人の意見ではないつもりです。

○議長（佐藤 孝君） 次に、金田淳一君の質疑を許します。

金田淳一君。

○16番（金田淳一君） それでは、質問をさせていただきます。

航路問題特別委員の皆さん、1年間にわたり大変お疲れさまでした。その間にいろいろなことが起きて、その都度大変な審査をされたというふうに思っております。3月の定例会の中間報告の際にも私質疑をさせていただいたので、その後のことについて、経過を踏まえて質疑をします。

まず、1番は佐渡汽船の債務超過についてですが、先ほど委員長の報告があったとおり14億円の連結の赤字という状態の中で県、佐渡市、上越市が負担をするというスキームで動いたわけですが、結局県は8.6億円の負担にとどまったということで、これは3月のときも指摘をしましたが、その際連結ベースということと、それから単体ベースの赤字、債務超過という指標が使い分けといいますか、都合がいい数字を使われているというふうに私は感じています。佐渡汽船については以前から経営がうまくないということで減便をしたいですとか運航時間を延ばしてくれだとか、あるいは期間を短くしてくれだとか、あるいは航路を廃止してほしいだとか、その都度赤字だ赤字だと言っていますが、連結の成績が悪いと連結のせいにする、単体のほうが悪いとそっちのせいにするという、非常に数字を弄ばれているような気がするのですが、委員会として今回連結ベースでの結論ということで県は8.6億円にとどめたわけですが、これからは連結ベースを基本とするということで確認をしているのか、執行部とどういう聞き取りをしたのか説明いただきたいと思います。

次ですが、昨年から今年の集客実績についてシミュレーションが出されましたが、現在の状況と、それから佐渡汽船として、今コロナ禍で大変ですが、シミュレーションでは4月から10%ずつお客が増えるというシミュレーションを示していましたが、それに向けた集客増の対応策についてはどういうことが示されているのか、審査の中で判明していたら説明いただきたいと思います。

それから、次は県と上越市の間に関係が築かれているのだろうかという素朴な質問です。これは、分かっていたら説明いただきたい。

それから、昨日の議員全員協議会でも説明がありましたが、あかねの売却についてです。補助金の返還額について、昨日も議論がありましたけれども、この通告はその前の日に出してあるので、算定根拠について聞き取りをされて、委員会ではどういうまとめとなっているのか。それから、売却収入として30億5,000万円というふうに公表されていますが、その中で例えば仲介者のあっせんの手数料ですとか、その他のいろいろな手数料、あるいは財産の移転に係る税の負担ですとか必要経費がどの程度あって、本当に佐渡汽船に入ってくるお金はどのぐらいというふうになっているのか、それを聞き取りしていたら教えていただきたい。それから、今回の売却によってJ R T T等の金融機関の精算は全て終わるのかということも説明いただきたいと思います。

それから、3つ目、船舶の更新ですが、以前からおけさ丸の代替船を整備したいということでもありますけれども、それは予定どおりということではよろしいのか。それから、ジェットフォイルについても、航路

問題特別委員会が立ち上がったときはそのことが最初のテーマでありましたが、その後はどうなったのか。それと、私たちは小木一直江津航路のカーフェリー化ということであかねの売却を認めたというふうに認識していますが、そのことについての県との説明はあったのか。

最後に、新潟県と佐渡市、あるいは上越市が手を携えていかないとこの2つの航路をしっかり守っていくことはできないと思いますが、そのことに関する委員会の考え方、それから議会で3億6,000万円の支援をしたときにも委員長報告の中で事業者の責任について明確にせよという意見がついていますが、そのことについてはまだはっきりしたものは示されていないと思いますが、どういう見通しになっているのか聞き取りしていたら説明をいただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

中川航路問題特別委員長。

○航路問題特別委員長（中川直美君） 今までの逆襲のようでちょっとつらいところがありますが、答弁したいと思います。

まず1点は、連結と単体の使い分けについてであります。ちなみに、上場企業においては第1、第2四半期、この前16億円と出ましたが、については通常単体は出ないということをご承知おきください。連結と単体の使い分けについては、当委員会においても統一すべきという意見がありました。また、2020年の債務超過の行政支援については、まずはグループ企業も含めた、ここでいうと連結という話になる、含めた佐渡汽船の経営の努力の上で、それでもなおかつ足りないなら行政支援を求めるべきというのが当委員会の意見だし、多くの議員の認識であったかというふうに思います。その意味でいうと、今後は連結なのか単体なのかはしっかり確認しながらやっていかないといけないものだな、その辺が曖昧だった部分があるのかなという点があります。さらに、今回の中間報告ではとりわけ行政支援の後始末という言い方はおかしいですが、そこの在り方について中心的に述べているのが今回の最終報告でございます。

2点目、令和3年5月までの集客実績と今後の収支と集客増への対策はあるかということなのですが、審査でやった中身だけを言います。小木一直江津航路のゴールデンウィーク期間中の輸送状況について、平均的な入り込み者数であった平成30年、これが6,943名、ゴールデンウィークだけですが、若干の誤差ありますが、6,943名に対して今年6,693人でした。集客や集客増への対策ということでいいますと、今後の対策としては、佐渡汽船は先ほどもちらっと冒頭でも述べましたが、新規のコンテンツの開発のほか人件費の削減、第三者による出資による資本増強、運賃等のサービス見直しというのが佐渡汽船の考えのようでございます。新潟県は、佐渡航路利用者の拡大の取組に2,300万円、佐渡市は小木一直江津航路の利用促進支援事業として800万円、二次交通対策として2,600万円、佐渡市上越市観光・航路連携協議会として400万円ということで、この航路に対する支援で集客等を行っているというのが状況でございます。

3点目の県と上越市との間に信頼関係は築かれているのかということでございますが、当委員会では全く分かりません。

あかねの売却についてですが、これは聞いているとおりで、返還額の算定根拠はこの前議員全員協議会でもありましたし、航路問題特別委員会でもありましたが、基本的には佐渡市が合併特例債で借りている市中銀行へ返す分だというふうに理解をしたほうが分かりやすいのかなということです。

次に、売却収入に係る手数料で税負担などを除いた実質収入額は幾らかということですが、譲渡損益に

については、6月25日現在、上越市からの補助金返還の通知を受けておらず、帳簿価額を確定していないことから、未定として発表しているというのがプレスリリースではございまして、それ以上のことは委員会でもやっておりません。

次に、あかね建造時の借入金の額は幾らかということで、今聞いていて私ちょっと勘違いしたのかなと、佐渡汽船のことを言っているのかなというふうに思ったのですが、ただ佐渡市については借入先が地方公営企業等の金融機構で償還年数15年、そのうち5.3年経過をして、借りている額が4億2,350万円、残額が3億300万円、北越銀行から15年でうち7.3年経過をして借入金総額が3億4,650万円、残額が1億9,700万円ということでございます。

船舶の更新についてでございます。おけさ丸の代替船以後の更新船舶に説明があったかということですが、説明はありませんでした。

小木一直江津航路のカーフェリー就航については、いろいろあるようなことも聞きますが、見通しがついていないというのが執行部からの説明でございました。

最後、県と佐渡市の姿勢、そして事業者の経営陣の責任についてということですが、先ほどもちらっと触れましたが、第1回、第2回、今回も含めて一貫して当委員会が申しておりますが、離島振興に責任を持つ新潟県、航路に責任持つ新潟県、この主体的役割が極めて重要だと、これなしにはあり得ないと。この間の審査の中では、他県との比較をしても新潟県は弱いのではないかというようなことを指摘する議員もおりました。佐渡市の点であります。先ほども最終報告に書いてありますが、行政支援を行って大株主になりましたから、これまで以上に責任が大きいと、これは本当に自覚をするべきであるということで報告書にも強く書いたつもりでおります。恐らく金田議員はそのことをもう一回言わせなかったのだろうということで今話をしているところですが、もう一点のあかね導入や寺泊―赤泊航路の廃止のときから赤字問題、先ほどあった高速カーフェリーの選定問題も含めてこれはやっぱり上場企業としては会社の経営責任というのは大きな責任があるというのが当委員会としての意見でございます。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） 昨日、議員全員協議会で、あかね売却に関して佐渡市議会に市長から説明があつて、上越市のほうでも議会があり、村山市長がコメントを出していることが今日の報道でありました。6月26日時点では上越市のコメントで「負担した補助金の返還が不透明だとして経営支援を見送ってきた経緯がある」、今後の支援についても、市幹部は「経営改善の取組を見ながら判断すると慎重な姿勢を見せた」というふうに記事が載っています。今日の報道だと、佐渡汽船に請求する補助金の返還額については「現在の船の価値をどう評価するかなどを検討し、支援の内容と合わせ、早めに結論を出したい」ということで記事が載っています。上越市もようやく9月に提案ということで、私たちと足並みをそろえるような形に近づいてきたのかなというふうに思っていますが、この報道は今朝の報道なので、航路問題特別委員会では当然議論する時間がなかったわけですが、そこで私たち佐渡市としては小木一直江津航路カーフェリー化をして、そのカーフェリーというのは冬場は両津航路に回るわけですから、小木一直江津航路の赤字もなるべく小さくしながら、その2つの航路が一体という形で進めないと、小木一直江津航路は赤字だから駄目だというのではなくて、佐渡の大事な航路として一体な形でやはりこれは進めないと私たちの生活が守れないというふうに私は思っています。ですから、新潟県と佐渡市と上越市が足並みをそろえて、手を

つなぎ合っただけに進めていくためには、私たちがやはり私たちの島に通うための船舶ですから、努力もしなければならぬというふうにするのですが、その辺りの議論というのは航路問題特別委員会でなされたのか説明をしていただきたいと思いますし、それから同じことが佐渡汽船にも言えるのですが、佐渡汽船はいつも困ると行政さん頼みますというふうなスタンスに終始してきました。今回あかねを導入して失敗ということで、58億円で買ったカーフェリーが30億円でしか売れなかった、その差額というのはそっくりもう赤字に近い部分です。それから、運航する6年間で10億円ということは、従来のカーフェリーは5億円でしたから、1年5億円掛ける6年間、30億円前より赤字をつくってしまったという、そういう大変な事態を起こしてしまった。ですから、ここは佐渡汽船もやはりお願い、お願いでばかりではなくて、本当に必死になってやらなければならないと再三にわたって言っています。お客も連れてくる努力も必要、今コロナ禍でなかなか思うようにいかないかもしれませんが、私一般質問で言いましたけれども、再スタートができたときにすぐ動ける体制をしっかりとこちらの行政もしなくてはいけないし、会社側としても当然すべきだろうというふうに思いますが、それがまだ示されていないというのは大変残念ですが、そのことについては委員会としてどういうふうな感想があるのかと、もう一つはここで一番の懸案であったあかねの売却が決定したということであれば、やはり何らかの形で佐渡汽船のけじめというのを必要だと思しますので、その辺りは航路問題特別委員会では何も指摘はなかったのか、その3点について説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

中川航路問題特別委員長。

○航路問題特別委員長（中川直美君） 1点目は、小木一直江津航路にもカーフェリーを導入して、冬場は3隻体制で佐渡航路を維持していくことがやっぱり極めて重要ではないかという質問だったというふうに思います。そのとおりだというふうに思います。もっと元をただせば、時代はいろいろ違いますが、寺泊一赤泊航路も含めて3つの航路で一つという考え方だったはずですから、その部分が時代背景もあるのでしょうか、厳しい。少なくとも3隻体制がないとこの間いろいろな事故も含めてありますから、市長も言っているようにここは維持していかなければならないし、やっぱり1隻体制では極めて厳しいのが佐渡の状況だというふうに当委員会では全体でも考えております。

2点目は、ちょっと飛ぶかもしれませんが、上越市、新潟県、佐渡市とやっぱり連携取ることが必要ではないかということで、第2回目の中間報告のときに若干述べていたかと思いますが、公共交通の観光連携計画みたいなのが国土交通省のほうのものがあって、以前あったのがそれ消えているのです。以前扇の観光ということで、佐渡を中心として新潟、長岡、直江津と扇の中心地点だよということで、そういう計画を持っていたのはご承知のとおりだろうと思う。今日の時点においても、それはしっかりやっぱりつくるべきではないかというのは、第2回るときに提起をしているつもりです。同じ6月議会で小木一直江津航路についての一般質問、これは私がちょっと見たのですが、上越市長はこれから世界遺産があって、佐渡の西の玄関としてやっぱり妙高市とか他市とも連携取りながらやっていきたいということを言っていましたから、まさに共通認識を持っていくのはそのとおりだというふうに思います。ただ、当委員会でも出た意見の中では、では新潟市はどうなのだという意見もあったのも当然です。そういった意見もありました。

3点目は、今後の経営努力とけじめというふうに私捉えたのですが、今回の問題は大きく言って3つの

問題があると思っています。もともと離島航路が全国的に人口減少やいろいろな問題で全国が厳しかった。さらに、そこにあかねで起死回生を狙ったが、うまくいかなかった。そして、もう一つは、ここにコロナが加わったという、この3点が極めて大きいというのは当委員会では共通認識です。とりわけ全国離島の赤字については、平成20年に当時の佐渡市長、離島振興協議会の会長でもあった高野前市長が国土交通省の検討委員会として行って、離島航路の補助の在り方というのを十分検討しています。そのときにも今議員がおっしゃったように県、事業者、関係市でこれら3つがやっぱり協同して船の問題、いろいろなものを解決していかなければならないという報告が出ていますが、まさに今佐渡航路の置かれている状況はそういう局面だというふうに認識をしています。だからこそ、議員ははじめという言い方をしましたが、まず1つのはじめは今回の行政支援がどうだったのか、そして今後どうやっていくのかというあたりはしっかりはじめをつけないといけないと、また曖昧、曖昧でいくことは今後に禍根を残すことだなというのが当委員会の一致した意見です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で航路問題特別委員会最終報告に関する委員長質疑を終結いたします。

お諮りいたします。航路問題特別委員会は、本日をもって廃止することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって航路問題特別委員会は本日をもって廃止とすることに決定いたしました。

---

### 日程第3 発議案第6号

○議長（佐藤 孝君） 日程第3、発議案第6号 東京電力の適格性について厳しい審査を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金田淳一君。

〔16番 金田淳一君登壇〕

○16番（金田淳一君）

発議案第6号

東京電力の適格性について厳しい審査を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年6月30日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

提出者	佐渡市議会議員	金田淳一
賛成者	〃	室岡啓史
	〃	坂下善英
	〃	近藤和義
	〃	中川直美
	〃	上杉育子
	〃	北 啓

## 東京電力の適格性について厳しい審査を求める意見書

柏崎刈羽原子力発電所は再稼働に向け、原子力規制委員会による審査を終了し、東京電力による安全対策工事が進んでいる。しかし、東京電力では、社員が他人のIDカードを使用して中央制御室に入室するという問題が発生したほか、7号機の安全対策工事が終了したと発表したものの、その後、次から次へと工事の未完了が発覚した。中には重要施設への漏水対策の不備もあり、福島第一原子力発電所事故の教訓が全く生かされていないと言わざるを得ない。さらに今般、核物質防護設備の侵入検知機能が長期間複数個所で喪失していたことも判明し、原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」という。）に基づく新検査制度の評価における重要度区分が、最も深刻な「赤」に当たると強い懸念を示した。

東京電力は新規基準に基づく審査を申請し、設置変更許可を受けたが、そもそも、原子力発電を行う事業者として「発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力」（原子炉等規制法第43条の3の6第1項第3号）の有無が問われる事態になっていると言わざるを得ない。

柏崎刈羽原子力発電所から佐渡に最も近いところは、距離にして約50kmであり、福島第一原子力発電所の事故では50km圏を超えて放射性物質が拡散され、様々な問題が起きたことは周知の事実である。また、佐渡は離島であるために避難が非常に困難な状況下におかれている。

よって、国におかれては、市民の不安に真摯に向き合い、原子炉等規制法に基づき原子炉設置者に求められる東京電力の技術的能力を改めて厳しく審査するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

- 議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております発議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第6号 東京電力の適格性について厳しい審査を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第4 発議案第7号

- 議長（佐藤 孝君） 日程第4、発議案第7号 コロナ禍による米価下落に歯止めをかけるとともに、持続可能な食料生産につながる農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君）

発議案第7号

コロナ禍による米価下落に歯止めをかけるとともに、持続可能な食料生産につながる農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年6月30日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

提出者 佐渡市議会議員 中川直美

賛成者 ” 中村良夫

コロナ禍による米価下落に歯止めをかけるとともに、持続可能な食料生産につながる農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書

新型コロナウイルス感染症拡大による需要の消失から、2019年産米の過大な流通在庫が生まれ、昨年産米の市場価格は大暴落し、度重なる緊急事態宣言などによる消費減少が止まらず、今年度産米の更なる米価下落が危惧されている。

このままでは、JAなどの米概算金等も備蓄米落札価格を反映した低水準になりかねず、多くの稲作農家が米作りから撤退することにもつながりかねない。

コロナによる需要減少分は、国が責任を持って過剰在庫分を市場隔離すべきであり、その責任を生産者・流通業者に押し付けることは許されない。同時に、国内需給には必要のないミニマム・アクセス米が毎年77万トンも輸入され、うち40万トンから60万トンが飼料用に販売され、国内産の飼料米需要を奪っている。不要なミニマム・アクセス米の輸入数量調整など、国内産米優先の米政策に転換することが必要である。

コロナ禍という、かつて経験したことのない危機的事態の中で、農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない緊急な対策が求められる。

また、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的とした農業者戸別所得補償制度は、10アール当たり15,000円が交付され多くの稲作農家の再生産と農村を支えていたが、平成26年度に米の直接支払交付金として10アール当たり7,500円に半減し、平成30年度からこの交付金も廃止されたままとなっている。

これでは、稲作経営が成り立たないばかりか水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことは明らかである。今こそ欧米では当たり前となっている経営を下支えする政策を確立することが必要である。そうした観点から、当面、生産費を償う農業者戸別所得補償制度を復活させ、国民の食料と地域経済、環境と国土を守ることが必要である。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で起きた需要消失による過剰在庫を政府が緊急買入れを行い、米の需給環撓を改善し、米価下落に歯止めをかけること。
- 2 国内消費に必要なミニマム・アクセス米の輸入を当面、国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施すること。
- 3 廃止された農業者戸別所得補償制度を復活させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由の説明をします。

これは、先ほど否決をされた陳情の中身と同じようなものであります。先ほど委員長質疑は3回しかできないものですから、委員長が最後に何が気に入らないのだと言ったら、農業者戸別所得補償の直接支払いが気に入らないのだというお話でしたので、今度は逆襲をさせていただきたいというふうに思います。実は今の議員ではありません。平成29年の6月議会に全会一致で直接支払いを求める請願というものが採択をしております。そのときは駒形委員長は賛成だったのだろうなというふうに思います。今回、先ほども言いましたが、令和2年の12月議会にはコロナ禍による在庫による問題で米価をやるというのは全会一致で今の議員が上げています。前回の直接支払い求めるのは、前の議員は上げました。今回の議員は上げるかどうか分かりませんがということでございます。先ほども紹介しましたが、全国ではミニマム・アクセス米やいろいろなものの意見書が上がっています。そこで、幾つか言います。もともとミニマム・アクセス米というのは消費量の8%です。今消費量落ちていきますから、もっと本来減って当たり前なのです。加えて言いますが、これと同じような義務輸入をしている乳製品、バターだとか脱脂粉乳、これは消費が減ると減らすのです、輸入を。ところが、米だけ減らしていない。これは、多くの農業団体がこの問題を言っているのです。しかも、ミニマム・アクセス米をなくせなんて言っていないのです。バターや脱脂粉乳と同じように、その分減らせば何とかなるでしょう、そんな無理なことを言っているのではないのです。それが1つです。

2つ目は、全国農業協同組合中央会がこのような記事書きました。コロナによって在庫が増えていることで、このままでは米在庫が大幅に増え、21年産米の米価は1万円そこそこになりかねないということで、えらくショックになった。全国農業協同組合中央会の試算では、全銘柄ですと事実上60キロが1万円になるかということです。たまたま佐渡の朱鷺認証米はブランド米だからいいなんていう話ではないのです。全体の米の水準が全体の水準を下げっていくというのは、これ当たり前の話です。ですから、先ほど言ったように全国各地ではこのコロナ禍における在庫をちゃんと政府は隔離をすべきだ。そして、ミニマム・アクセス米、なくすと言っているのではない、バターや脱脂粉乳と同じように減らすべきではないか、こう言っているのであります。

それと、もう一つは、これだけ農業生産が本当に厳しい中だから、昔あった1万5,000円のような所得補償を復活させるべきではないか。これは妥当な話だと思いますし、欧米諸国では農業に対する補助制度をやっているというのは、これは常識です。何でSDGsのこのマークをつける、そこに議員がいますが、国連ではSDGsの中でこういう問題、食料の問題、明確に位置づけております。2050年までには現在よりも60%多くしないと食料がもたないというのが実情なのです。その要因の1つは人口増と食文化の変化。食文化が変化すると、牛肉とかいろいろなものを食べる。だから、小規模農家も含めてやっていかないと

大変なことになるということでSDGsの中にも入っているものでございます。

これで最後にしますが、もう一つ紹介してみます。茨城県の稲敷市では、コロナ禍の影響を受けた昨年の農家に対して、来年作づけるということを前提に、10アール当たり5,000円を補助したそうです。1,650戸で3,137ヘクタール、ほぼ佐渡に近いのかなと、1億5,000万円の予算を組んで、ちょっと昨年の10月ですが、900戸以上の農家が申請したという、こういう対策も実は取られています。今全国各地でコロナの影響の中で特別委員会つくって、こんな対策やるべきだ、あんな対策やるべきだ、こう言っているわけですから、こんなときだからこそ、ある方言いしましたが、こんな意見書上げて何になるか、だったら議会議員辞めてしまえという話です。議会としてもできることは最善を尽くしていく、これは党派を超えてやっていくべき内容だということ、とりわけSDGsバッジをつけている方には強く申し上げて、この発議案に賛成していただきたい。できなかつたら外していただきたいということを強く訴え申し上げまして、発議案といたします。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております発議案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第7号 コロナ禍による米価下落に歯止めをかけるとともに、持続可能な食料生産につながる農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

---

#### 日程第5 議案第72号

○議長（佐藤 孝君） 日程第5、議案第72号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案第72号 人権擁護委員候補者の推薦についてを提案させていただきます。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、中川智賀子氏の任期が令和3年9月30日をもって満了となるため、その後任の候補者として石見薫氏を推薦することについて議会の意見を求めるものです。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております議案第72号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第72号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

---

#### 日程第6 議案第73号

○議長（佐藤 孝君） 日程第6、議案第73号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案第73号について提案をさせていただきます。

人権擁護委員候補者の推薦について。本案は、佐渡市の人権擁護委員、柴田博文氏の任期が令和3年9月30日をもって満了となるため、その後任の候補者として青柳慶弘氏を推薦することについて議会の意見を求めるものです。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております議案第73号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第73号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

---

#### 日程第7 議案第74号

○議長（佐藤 孝君） 日程第7、議案第74号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案第74号を上程させていただきます。

人権擁護委員候補者の推薦について。本案は、佐渡市の人権擁護委員、佐々木卓郎氏の任期が令和3年9月30日をもって満了となるため、その後任の候補者として金子みほ子氏を推薦することについて議会の意見を求めるものです。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております議案第74号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第74号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第74号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

---

#### 日程第8 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（佐藤 孝君） 日程第8、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付すことに決しました。

---

○議長（佐藤 孝君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、令和3年第4回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、本定例会に提案をいたしました議案につきましては、慎重審議をいただき、厚くお礼を申し上げます。本定例会におきましては、島全体で出生をお祝いし、子供を産み育てやすい島の実現に向けて多子世帯に対する経済的負担を軽減する成長祝金を支給するための条例の制定や佐渡の子供に有利で、かつ持続可能な制度とするための佐渡市奨学金制度の見直しなどについて議決をいただき、誠にありがとうございました。佐渡で子供を産み育てたいという思いの醸成、また未来を担う子供たちを育む支援体制の充実について、今後もしっかりと取り組んでまいります。

一般質問におきましては、15人の方から新型コロナワクチン接種に関連した対応をはじめ子育て支援、

教育の振興など多岐にわたりご質問をいただきました。また、各委員会においてもいただいた多くのご意見を踏まえ、今後の市政運営に臨んでまいりたいと考えているところでございます。

また、今議会冒頭におきまして、新型コロナウイルスのワクチン接種状況につきましてご報告をさせていただいたところでありますが、佐渡市において目下順調に接種が行われております。7月中旬を目途に64歳以下の方の接種をまず始めていくというふうと考えておるところでございます。その手始めとして、まずは基礎疾患のある方から順次接種を進めていくということで今進めております。まだワクチンの供給時期がはっきりしない中ではございます。県からの今後の供給計画が明確になり次第、接種がすぐできるような、そういうしっかりした準備を行い、市民の皆様が一日も早く安全、安心な日常生活を取り戻せるよう、最大限に努力してまいる所存でございます。

また、今議会終了後すぐの7月5日には長岡科学技術大学とSDGsの推進及び地域社会の発展、人材の育成を目的とした包括連携協定の締結も予定しているところでございます。多様な分野における人材の相互協力を大学と官民それぞれの分野で連携を図りながら、持続可能な島づくりにつなげていきたいと考えております。

結びに、あすから7月に入り、いよいよ夏本番を迎えます。昨年同様コロナ禍におけるマスクの外せない夏となり、体調管理が難しい状態が続きます。議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康にご留意をいただき、市政発展のためにご活躍をくださいますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

---

○議長（佐藤 孝君） 以上で会議を閉じます。

令和3年第4回（6月）佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 5時14分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐 藤 孝

署 名 議 員 中 川 健 二

署 名 議 員 北 啓